

法務委員会議録第四十七号

昭和二十七年五月九日(金曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 佐藤 昌三君

理事 山本 好一君

理事 山口 好一君

理事 富三君

理事 花村 四郎君

理事 眞鍋 勝君

理事 加藤 亮君

理事 猪俣 浩三君

理事 佐竹 晴記君

出席政府委員

法務政務次官 龍野喜一郎君

法制意見長官 佐藤 達夫君

刑政長官 清原 邦一君

検事(特別) 吉河 光貞君

検事(特別) 関 之君

検事(特別) 関 之君

委員外の出席者

専門員 村 敦三君

専門員 小 貞一君

五月八日

委員押谷富三君辞任につき、その補

欠として森幸太郎君が議長の名で

委員に選任された。

同月九日

委員森幸太郎君辞任につき、その補

欠として押谷富三君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

破壊活動防止法案(内閣提出第一七

第一類第四号 法務委員会議録第四十七号

昭和二十七年五月九日

○号)

公安調査庁設置法案(内閣提出第一

七一号)

公安審査委員会設置法案(内閣提出

第一七二号)

○佐藤委員長 これより会議を開きま

かも疑問である。私がただしたいと思
う相手方はこの席におられないのであり
ます。一片の響たる官吏や、あるいは
はまた特審の連中の言葉の多い、のの
字を書きながらの陳弁みたいなものを
聞いてもいたし方ないと思う。しかし
順序ですから質疑をやります。
この法案の末尾には、要約されて立
法の理由書が述べられております。
「平和條約の効力の発生後の事態にか
んがみ」と記述されております。それ
から政府配付の破壊活動防止法案の概
要と称する資料に基づけば「占領下にお
いては、占領目的遂行のために出され
た法令や指令が、国内の治安維持に重
大な役割を果たしてきたことは、一般の
知る通りであるが、これらの法令や指
令は、講和條約の効力の発生に伴つ
て、いずれは失効することになつてい
る。従つて、若しこのままでは推移す
れば、われわれは、治安維持の法令の重
大な部分に、近き将来空白の事態を迎
えねばならないことになる。これでは
声を大きくして暴力主義的破壊活動
云々、こういうことを政府は申し述べ
ておりますが、結局占領命令、占領
秩序の維持確保のための立法だとい
うことを政府は今指摘した法案の立法理
由並びにそのみづから配付した資料の
中に明らかにしておられるのであり
ますが、この点についてまず政府の御
見解をただしたいと思ひます。
○吉河政府委員 お答えいたします。
過ぐる占領下におきまして、最高司令
官の指令またはその要求に基づく各種の

政令が、占領軍の管理政策として定立
されたことは申すまでもないことであ
ります。占領下の法令のうちには、
わが国内の民主主義、平和主義の健全
な育成、発達をはかり、治安を確保す
るために役立つ法令もあることも疑
いのないところでございます。これら
の法令が講和條約の発効とともに早速
その効力を失ふことも事実でありま
す。しかるに先般衆議院明したしまし
た通り、独立を迎えたわが国内におき
ましては、わが国の国家社会の基本秩
序を破壊せんとするがごとき暴力主義
的な破壊活動の危険が現存するので
ありまして、これに對しては純然
たる国内立法としての法的措置を講ず
る必要があることは申すまでもない
ところであります。
○加藤(充)委員 それではお尋ねいた
しますが、日本政府は過去約七年間に
わたつて、いわゆる占領命令、ポ政令
の制定をやつて参りました。そうして
このたびの国会におきまして、その
整備をやつたのであります。その
れでお尋ねいたしますが、こういうこ
とを前提に考えてみますと、政府の
見解によれば、占領期間中において
まだ治安立法が足りない点があつたと
いうことになるのか。あるいはまたポ
政令その他のものの整備統合をやしま
したけれども、それでは不足の部分
が出ておられるのか。この点が明確に
されなければ一般的に話では断じて受
取りがたいのであります。それで右の
二点、占領下におけるポ政令、こうい

うようなものの相次ぐ制定にもかかわ
らず、治安立法の点で遺憾があつたの
か、あるいはポ政令を整備したけれど
も、なおそれでは不足する分があると
いうのか、どつちなんです。
○吉河政府委員 お答え申し上げます。
この破壊活動防止法案は純然たる
国内立法として国会の御審議を仰いで
おるわけであります。それでこの法案
を必要とならしめる理由につきま
しては、先般衆議院の御説明申し上げた通り
であります。占領下における各種の治
安法令が日本の占領下における治安確
保に役立つことも事実でありま
すが、これが講和発効後におきまして早
晩失効することにもまた明白な事実であ
ります。しかるにもかかわらず現下の
事態におきましては新たな国内立法
を定立する必要を認めまして、この法
案の御審議を仰いでおる次第でありま
す。
○加藤(充)委員 私の質問に対しては
とつと答えておらぬと思ふ。国内治安
の維持というものは、日本の自主的な
立場でなさるべきものだと思ふ。占領
下においては占領命令でいわゆる占領
秩序が保たれておつた。そこには重要
するものもあると政府は言うのです。
私は重々指摘してお尋ねしたのであ
りますが、ポ政令というものは失効すべ
きものだといふことは当然でありま
す。だからわが党のごとく、いわゆる
ポ政令に基いた幾多のポ政令というも
のは、講和発効とともに当然これは効
力を失ひ、新たな立法措置が日本国民

の

の自主的な權威と責任においてなされなければならぬということ強く主張して参つた。ところがそれにもかかわらず、政府は、ボ政令が失効するという論理的な建前になる、だから失効すべきものと失効せざるものとをやりかえなければならぬ、ボ政令の、占領秩序のための治安政令のごときものは、ほとんどそのままが新しい国内立法としての形式と価値づけを先般来し続けおるのであります。従つて今の特審局長の話は、私が最初に二点出して確めた点の答えにはなつておらぬ。これは明らかに占領制度の秩序を維持確保するといふ建前よりも、占領制度の秩序維持のためにほとんど抜け目のない万般のボ政令というものははたしなく出されておる。それを立法化したにもかかわらず、新たにこの治安立法というものを出すといふのでありますから、今の答弁によつては、占領秩序以上のこの彈圧的な立法あるいは制度の確立を日本の政府みずからが意図しておる、こう断ぜざるを得ないと思つておる。責任のあるごまかさない——望むのは無理かもしれないけれども、今少しく勇ましい返答を求めます。

○佐藤(達)政府委員 進つた口から御説明申し上げます。ただいまの御指摘は結局先ほど特審局長が答えた通りと存じますけれども、結局占領下においてわが国の秩序は多少遺憾なところがございますけれども、占領軍の力によつて維持されておつた。その維持の基準になつておりますものとしては、今御指摘になりました通り、いろ／＼なボ政令というものもそれでございます。それからさらにたとえば三百二十五号の真つけになつておりますい

いろな御承知のような指令が、そのまゝ裏づけの形となつて治安維持のために役立てられておつた。従いましてそういうものを総合して今回の法案というものを比べて見ますと、結局今回の法案は、それらのものがなくなりまして、それからわが国が自主的な立場で、必要やむを得ない限度の治安のための立法をしようというのであります。占領当時より上まわつておるのじやないかという御懸念は、私はそれはないと考えておるわけでありまして。

○加藤(充)委員 空白の事態を迎えねばならぬ点なるといふ点は、それならばどういふ点なのか、具体的に指摘してほしい。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。先般御説明申し上げました通り、現下わが国におきましては、国家社会の基本的な秩序を破壊せんとするがごとき暴力主義的な破壊活動が、団体組織によりまして行われる危険が現在在るので、これらの危険に對しまして、これに對する法的な態勢がないといふことが、一つの空白であると考へておるのであります。

○加藤(充)委員 どうもただひたすらこの法案の通過だけを強行しようとする態度を確認する以外に、何ら私が質問し、並びにみずから先ほど指摘した文書ないし資料にその理由をうたつております点の、具体的な説明がなされない。これ以上の御問答は無用であり、しかも今までの問答の中に、その意図は、陳弁にもかかわらず、われわれは先ほど指摘した点が間違ひでなかつたという確信を強めたただけであります。次の問題に移つて行きたいと思ひます。

今特審局長は、国家治安とやらの維持といふことを言つておる。これを破壊する暴力主義的破壊活動云々といふことを言う。私は、今までの問答で、こういうものは、取締るといふ立場に立つて、何ら空白の余地がないほど、万般の対策が講ぜられておる、その対策を講ずる仕方においても、いわゆる占領秩序、占領制度といふものを維持するための占領命令といふものが、国内的に表現すればボ政令といふものが、完全にそのまま立法化された今日でありますから、空白などを生ずる余地は全然ない、こういうことを指摘したのであります。問答で發展させて行きますが、この法案は、前会以来繰返されておりますように、公共の安全の防衛のために、暴力主義的破壊活動を取締るといふことを言つておるのであります。発言の響きと文字の配列から言いますと、まことにまことしやかに聞えるのであります。しかし私は公然と胸を張つて、その愚劣にもひいては言葉の繰返しをやり続ける、こういう態度を見のがすわけには行かないのであります。言葉たくみに配列されておりますけれども、防衛さるべき実体、国家、社会の秩序というやうなもの、それと憲法秩序というやうなもの、とりわけ基本的人権との関係、こういうやうなものの関係から、憲法的な説明が一つも明らかにされておらない点が第一点。

それから第二点は、破壊活動は取締らなければならぬと言つけれども、しかしそのいわゆる規制の仕方自体が、憲法の精神あるいは憲法の條規によつて、いかに基礎づけられておるかといふことは、少しも明確にされてお

らない。そこで防衛さるべきところのいわゆる社会秩序とは何だ。これは先ほど指摘しました資料などの文字を拾つてみますと、国家社会の安全とも言われておるし、国家社会の基本秩序とも言われておるし、あるいは進んで正義と人道といふやうな言葉でも言われておるし、あるいはまた国家正義といふやうな言葉でも表現されておるのであります。こういう点について、国家社会の基本秩序といふものは何だといふことを、まず確かめておきたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。この法案は、破壊的団体の規制をなすとともに、かかる破壊活動にかかる刑罰規定を補正して、公共の安全を確保することが目的でありまして、これは申すまでもなく第一條に掲げてあるわけでありまして、この公共の安全と申しますことは、日本の社会が憲法の規定するこの基本法をもとにいたしまして、そのもとにおける各法律が平靜に行われ、平穩なところの社会秩序が行われて行く状態、それが公共の安全であるといふことは、私どもは思つておるわけであり

ます。

○加藤(充)委員 あなたはまた言葉の繰返しをやつておるにすぎない。朝憲を案乱する云々といふのが、多分今度の法案にもうたわれて規定されておると思うのであります。この朝憲といふのは何だ、それを案乱するとは何だといふことになれば、国家の政治的基本組織を不法に破壊することを言う、政府の顛覆、邦土の僭竊のごときその例示規定なりと解すべく、政府の顛覆とは行政組織の中核たる内閣制度を不法に破壊するを言う、こういうやうな説

明がなされたばかりでなく、こういうやうな論理と文章によつて、幾多の間が朝憲を案乱した、あるいは治安維持法違反といふやうな罪名で、いろいろの残虐な取扱いを受けた事実を、歴史的にわれ／＼は経験しておるのであります。こういうやうな点と関連して、いまだ少くつき進んだ国家社会の基本的な秩序とは何ぞやといふやうな解明を、立案者はなさるべき職責を持つておると思つておる。今のやうな答弁では、私どもが尋ねたいと思ふことを一つも答えておらぬといふことになると思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねにつきましては、私どもは繰返すやうではあります。日本国といひました基本法たるところの憲法と、そのもとに制定せられたところの各法律秩序が整然と平穩に行われ、平穩なる社会生活が行われること、これが国家の基本組織秩序が行われておる状態であると思つておるわけであり

ます。

○加藤(充)委員 するとお尋ねするが、旧帝國憲法と、それから現在の日本國憲法との間に明らかな質的な違いがあると思つておる。従つてまたその観点から、国家の政治的基本組織といふやうなものについても重大な質的な変化がなければならぬと思つておる。このやうな点の関連においていまだ少く具体的な意見の開陳をしてほしいと思ふ。

○吉河政府委員 お答えいたします。日本國憲法は主権在民を宣言いたしまして、國民個人の自由と人権を基礎にして国家を編成し、社会の基本的な秩序を制定しました。國民大多數の意思

に基いて国政が行われるような建前に
なつておるのであります。かような日
本国憲法のもとにおける国家統治の基
本組織、国民の大多数による国民のた
めの統治の基本的な組織並びに基本的な
政治方式といふものが平穩に維持され
て行かなければ、民主主義の發達を望
むことはできない。この状態が公共の
安全でありまして、治安の中核をなす
ものと考えておる次第でございます。

○加藤(充)委員 それでは治安維持法
の關係の判決文にあつた言葉を引用し
てその点をさらに確かめたいと思つて
すが、「政府の組織と行政組織の
中核たる内閣制度を破壊するをいう」
こういうことをいつておるのでありま
すが、こういうような点について
は、それはどういふふうな変化を遂げ
たのか、遂げなかつたのか。

○吉河政府委員 御質問の趣旨がよく
わかりかねるのでございますが、治安
維持法におきましては、御承知の通
り、国體の變革とか、私有財産制度の
否認といふような事項を……。

「そんなことを聞いてゐるのでは
ない。判決文のことについて聞いて
ゐるのだ」と呼ぶ者あり」

○佐瀬委員長 もう一回加藤君から質
疑の点を明らかにしていただきましよ
う。

○加藤(充)委員 かわつたといふけれ
ども、そのかわつたところはどこが
わつて來てゐるのか、私どもには今の
説明ではわからない。だから旧憲法の
時代に、國家の政治的基本組織の破壊
といふことに關連して、政府の組織と
は、行政組織の中核たる内閣制度を不
法に破壊するものを用ゐる。不法とい
う言葉は、破壊という言葉がありさ

すれば、あつてもなくとも同じだと思
うのであります。そういうことが判
決文などに書かれておつたのでありま
す。それと今の憲法の中に、國家の
政治的基本組織あるいは國家社會の基
本秩序といふものとの關係において、
こういうふうなところの關係のようにか
わつてゐるのか、その点を明らかに説
明してもらいたい、こういうのです。

○吉河政府委員 お答えいたします。
先ほど御説明申し上げた通り日本國憲
法におきましては、主權在民を宣言い
たしまして、國民の大多數の意思によつ
て、國民のために、國民による政治機
構が規定されておるのであります。こ
れを不法に破壊せんとすること、これ
が公共の安全を破壊せんとすることと
あると考えておる次第でございます。

○加藤(充)委員 今の答弁で質問がそ
うなつたから、そういう答へになつ
たのだとも思われる節があります。が、
先ほど局長みずから口だけでは、お
おむ返しに言つた基本的人權、國民の
福祉、こういうふうなものとの關連か
ら、この政府の組織といふような事柄
がどういふふうな關係を持つものかと
いうことが説明されておらないと思つ
つて、その点との關係で答えてほしい。

○關政府委員 お答えいたします。お
尋ねの点は、たとえば第七十七條の内
亂の罪などに関連いたしまして、たと
えばこの中の、朝憲を紊亂することを
目的とするといふような表現が、新憲
法と旧憲法とのそれにおいでいかなる
差があるかといふようなお尋ねかと存
するものであります。この点につきま
しては、新憲法下の朝憲の紊亂といふ
言葉は、憲法におきまして、たとえば
内閣であるとか、あるいは司法である

とか、あるいは国会であるといふふう
に、國家統治の基本機關として設定さ
れてあるといふ基本的な秩序、基本
的なものを根本から否定し去るといふ
ようなものが、新憲法下における朝憲
を紊亂することを目的とするといふ内
容に相なるものであります。旧憲法の
時代におきましては、その点がこの憲
法のもとにおける刑法のこの規定の解
釈とは幾らか違ふ点もあるかと思つて
おります。

次に基本的人權との關係であります
が、御存じのごとく、基本的人權は憲
法の各條章に規定されてありまして、
その保障の道は、刑事補償法、あるい
は人身保護法とか、各種の法令に現実
に具体化されてゐるわけでありまして、
人權は、憲法のもとにおけるそれらの
各法律の條章に從つて保護されるべき
ものでありまして、またすでに今日まで
いろいろの法律が出ておまして、人
權の保護につきましてもほとんど至れ
り盡せりの手当てが盡されてゐると考
へる次第であります。

○加藤(充)委員 それじやもう一つわ
きの方からお聞きしましょう。「帝國
憲法は、言論に關する臣民の絕對的目
由を認めず、ただ法律の範圍内におい
てその自由を保障するに過ぎざるをも
つて、帝國臣民は、學術の研究、社會政
策、その他何らの名義をもつてするを
問はず、常に必ず法律の範圍内におい
てなすことを要し、その範圍外におい
て言論の自由を享有することを得ざる
は勿論なり。」こういうふうな文章があ
るのであります。こういう点と、今説
明された法律の範圍内において、そし
て言論の自由、その他の新しい憲法が
保障してゐる基本的人權、こういうも

のが具体的にどういふふうにかわつた
のか、その点を明らかにしていただき
たい。

○關政府委員 この点につきまして
は、法案自体と直接の關係がありませ
んし、またたいへん講釈的になりまし
て恐縮であります。考えていること
を申し上げてみたいと思つたのであり
ます。憲法の規定は、御存じのごとく
やはり歴史的に變化して來てゐるので
あります。当初の英國のマグナカルタ
あるいは權利章典等から、さらに十九
世紀初頭の憲法から、戦後における憲
法に至りまして、各種の自由、人權の
保障に關する規定の實現の方式が著し
く變化して來てゐるわけでありまして、
私もやはりその時代々々における
歴史的文化的の發達を反映するところ
であらうと考えてゐるわけでありまし
て、当初におきましては、ただいま御指摘
のごとく、日本國憲法も一つの現われ
てあります。法律の定むるところに
從つて制限するといふふうな表現が
あつたのであります。ところが戦後
における各國の憲法におきましては、か
ような相對的な自由の規定を一步進め
まして、著しく絕對的な制限を、絕對
的な形式において規定するように相な
つたのであります。これらは戦後にお
いて、國際連合において制定された世
界人權宣言を見ましても明瞭でありま
して、それは明らかに法律によるもの
とあるいは公共の福祉のために制限
するとかいふ相對的な制限をなくしま
して、犯すことができないといふふう
に絕對的な制限の様式をもつて表現し
て來たのであります。しかしながらそ
の反面私どもが見がしはならない
点は、常に世界人權宣言においても明

らかなごとくに、これらの自由權は公
共の福祉のために利用する義務を負う
といふ、義務といふことを明らかに前
に押し出して來た点であります。この
点がやはり世界的な文化的流れとい
はしまして、權利としては絕對的なを
認めるが、その權利をやはり公共の福
祉のために利用する義務を負うといふ
考え方を明らかに打出したものと思
へるべきでありまして、日本國憲法も
それと其の流れをくむものと私は考
へるのであります。第十二條、第十三
條に、これらの自由權は公共の福祉の
ために利用する義務を負う、また利用
されなければならぬといふふうにな
つてゐるの、この世界の文化の流れ
の歴史的な一つの現われであると私は
思つてゐます。この点につきまし
てはかような絕對的な表現はいたして
おりますが、そのような權利はすべて
無制限なものではなくして、公共の福
祉のために利用する義務を負うといふ
ことに相なるのであります。この義
務に反して濫用されたものは法の保護
に値しないものである。このことも世
界人權宣言の根柢に横たわつておる趣
旨であります。かような次第でありま
して、最高裁判所の憲法の公權解釋に
おきまして、昭和二十四年、きわめて最
近の時期であるが、これら憲法に保障
される自由權も絕對無制限の恣意のも
のではなくして、公共の福祉によつて
調整されなければならないと明確に判
示してゐるのであります。かような次
第でありまして、もちろん公共の福祉
による調整といふことは、そこにかつ
ての法律によるとか、あるいはそのと
きの都合によるといふふうには、きわめ

て安易にその制限がとられることは、もとより避けなければならないのでありますが、公共の福祉のための調整というその一つによりまして、やむを得ない場合、これらが濫用されて公共の安全ないしは公共の福祉に重大なる危害を及ぼす場合は、やむを得ない措置として最小限度の制限はなし得るものであると考えておるわけでありませう。

○加藤(充)委員 なる言葉の多い話があつたのでありますが、私は憲法九十八條ないしは九十七條等の関連で、今の話は落第であると思ふ。特審の役人や検事局としますれば及第点をつけられるかもしれないけれども、憲法の精神から考えれば残念ながら落第点以下の点数しかない。各自の行使にまかされておつて、行き過ぎたときには、行き過ぎたときに問題になつてチェックされる。これが法の保護に値しないという実体なのでありまして、この精神が憲法の前文であり、あるいは憲法を貫く精神であり、今指摘した九十七條、九十八條あたりに明確にうたわれておる根本原則だと思ふのであります。先にもあなたの言葉にあつたが、社会的秩序、公共の安全というふうなものは、結局そのとき／＼の政府のいふゆるる恣意に基いて判断されてはならないのであります。權力の執行者の恣意に基いて判断されてはならないのであります。こういうところに発展があつても、こういうところに私はこの根本的な憲法秩序あるいは秩序を裏つける原則、精神というものが貫かれなければならないと思ふのであります。ましてやそれがいわゆる逆コース的なやり方で、刻々発展する、変化するという

形で逆コースにひん曲げられて、誘導されて行つてはならないと思ふ。今の点から見るならば、あなたの説明なり答弁というものがでんでんでつてないと思ふのだが、その点まだ言葉があるならば承つてもいいと思ふ。大体あなたが引用した世界人権宣言、こういうふうなもの、いわゆるきわめて政府的な見解に類すると思われ、見解をここに指摘しますが、それにおいてすらあなたのようなことにはなつておらぬ。惟うに、人権の保障と公共の福祉とは、憲法における二つの極である。十九世紀の憲法は、旧レジームにおける絶対主義の政治を排斥して成立したものである関係から、当然に、人権の保障に重きを置いたということにならう。そうして、憲法を単に国家組織の法律と解しないで、近代国家が憲法を必要としたという意義において理解するときは、憲法は、国家に対して人権の保障を明かにするための国家の組織を規定した法律ということになるのである。統いて「そうして、憲法について」といふときは、人権がその保障を完うせられるところに、国家的統合が最高度に充たせられることになるのである。言葉をかえて言うならば、このことは人権の保障、人民の福祉——これは憲法で保障するところでありませうが、その拡充、その発展、向上というところにこそ変化というものが認められなければならないし、国家というものはそのために努力されなければならないというのがいわゆる民主国家としてのあり方だと思ふ。ですから人権の保障を無視して公共の福祉を考へることは許されないのでありまして、

これを公の秩序だとかあるいはまた先ほど指摘したように、国家の正義とか人道とかあるいは国家社会の安全だとかあるいは国家社会の基本秩序というふうなものでこれを侵すことはできないのである。従つてこの世界人権宣言の中にも「人が最後の救済手段として、虐政及び圧制に対して反逆すること」を余儀なくせられないようにするに、人権は法の規定に依つて保護せらるべきことが緊要であるに因り、「云々」のことが規定されております。しかもこの精神はアメリカ独立、これらの権利、すなわち基本的人権を安固ならしめるために人民の間に政府がつけられるのであるから、その正しい権力は被治者の同意に基くものである。いかなる形態の政府にせよ、もし、これらの目的を破るに至つたならば、人民は、何時でも、その政府を変更し、または廃止して、その主義を根柢とする新政府を樹立する権利を有することをお明の真理であると信ずるといつております。従ひまして、改革の流れ、進歩の流れ、人権の保障というものが、ますます強められて行き、発展させられて行くのでなければ、その流れが自由な水路を與えられなければ、暴力革命が起るの必然であるということも、この思想の中には言われておると思ふのであります。そういう点から考へますならば、私が先ほど来繰返して確かめておる、この政府の転覆というふうなものについては、いわゆる主権が天皇から国民の手に移されたという憲法が確立され、従つて基本的人権、国民、人民の福祉をその脊骨として確保せなければならぬ大精神が

から——精神じやありません、憲法の明文から言うならば、先ほど来のあなたの説明では、偉大なる、革命的な国家の基本組織あるいは基本秩序の大転換ということについて、あなたは少しも理解しておられない。こういう立場でこの法案の立法をし、この法案の運営をするというのとは、この法案のやり方で、あなたの方こそがこの憲法の秩序というものを、破壊する考え方の具体的な現われである、破壊する言動であると思ふ。御質問の点は、法案と直接の関係がありませんので、御答弁の限りでないと思つておりますが、この点につきまして、私どもの考え方の基本を申し上げてみたいと思ふのであります。

私どもも、フランスの人権宣言及びアメリカの独立宣言の中にさうな意味のことが書いてあることもよく承知しておるわけでありませう。しかし、私がかえつてお尋ねいたしたく思ふのは、しからばその後における世界の憲法、世界の人権宣言及び日本国憲法のいづれに、かくのごとき文言が書いてあるかということでありませう。これが否定されて来て、いづれにも書いてない。やはり近代社会におきましては、このやうな、法を中心として、法による支配、法によつて各人が行い、しかも議會を通じてつくつた法に従つて、お互いが健全な社会を営んで生活して行く、これがフランス革命あるいはアメリカ独立というやうな、苦難を経て現代に到達した世界最高の理念であると思ふわけでありませう。従ひまして、現行の日本国憲法は申すに及ばず、世界の

界の人権宣言には、いづれにも暴力を肯定する表現は全然ないのであります。しかし、フランス人権宣言ないしはアメリカの独立宣言に、あるいは百年前、二百年前のそれにはさういふことが書いてある。書いてあるが、今日の憲法にはいづれにも書いてないといふことは、百年前、二百年前の社会がやはり進化いたしまして、法律による支配、お互いのつくつた法によつて、お互いが平和な社会を建設して行くという、そういう社会がそこに発達して現代の社会に到達して、われ／＼の社会文化の理念は、あくまでも武力を否定して、お互いが法により支配し、法によつて健全な社会を建設して行くというところにあると私どもは確信しておるのであります。かような憲法の基本的な考え方に立脚いたしまして、この法案をつくつた次第であります。

○加藤(充)委員 そこは、私が日本憲法の條文を一々引用しなくても明らかなことだと思ふのでありまして、その考え方がきわめて危険であると思ふのであります。そういうあなたのような考え方の中に、変化、同時に発展というやうな合理的な行われがあるならば、そのこと自体がはなはだし逆コースなのであつて、われ／＼はあなたが言つたやうに、幾多の犠牲を払つて獲得し、到達したこの段階と申しませうが、こういうやうな制度というか人権の保障というか、こういうやうなものは、いわゆる変化だとか発展だとかいうことによつて逆コースになつて断じて破られてはならないということ、このことは憲法の條文にも明確にうたわれておると思ふのであります。あな

たは変化だとか發展だとか言いがら、逆コースに押しやる。そういう立場で、この立法が当然であるという考え方自体が、恐るべき反動であり、人権を蹂躪するものではないか。それこそが、いわゆる国家、社会の安全とは何だ、国家、社会の基本秩序とは何だということ、まず冒頭に私が質疑したゆえんのものである。今こそあなたは、数重なる問答のうちに、こういうようなものは無価値なもので、われわれは自分の思うように、自分たちの解釈で憲法自体の解釈すらかわるのだというやり方で、これを逆コースに押しやる、これが本法案の意図であるというところを、あなたの答弁自体が自己暴露しているんじゃないか。とんでもない話だと思ふ。われわれは、まことにやかな言葉の羅列や言葉の繰返しによつて、そういう不逞な、ほんとうに危険な破壊活動というものが、権力を背景にしてまことにやがて行われておつてはたまらぬということを懸念するから、この法案は重大な法案だと価値判断している。それでは言おう。ここに、これはマーク・ゲインの「ニッポン日記」にも記されておつたし、また当時たま／＼日本に来ておつたソビエト記者の日本記、日本におけるアメリカ人という本の中にも指摘されているいわゆるマーク・ゲイン事件というものがある。マーク・ゲイン事件というものがある問題になつたのは、農林省の五百六号室で開かれた例会の模様をさぐり出して、マーク・ゲインがシカゴ・サン紙に報道したということが発端になつて起きたものであります。そうしてそこに暴露された記事というものは

次のようなことである。もし今あの宣言が書かれるとしたら——というのには、ボツダム宣言が話題になつたときには、彼らは——集まつた連中、ここには三人ほどの占領軍の大佐の名前が出ておりますが、彼らは腹をかかえて笑い出した。もしあの宣言が今書かれるとしたら、それは別のものになるであろう、われわれとしては強力な日本を持つことを希望するときにやつて来るかもしれないと彼らは語り合つた、こういうようなことである。しかもなおこれはヴァージニア州に帰ろうとしたアメリカ将校の話をマーク・ゲインがシカゴ・サンに送つた記事であります。私は保守主義者です、ですから日本で起つておることは、私が支持しているような保守主義とはまったく違つたものです云々。それでマーク・ゲインは、日本の政治情勢をよく理解しておつて、マツカーサーは財閥解体の計画を拒否している。日本にいるアメリカ人は右翼化しているという彼の記事が、日米両国の民主的な人たちの間に生き／＼とした反響を呼び起した、こういうことがいわゆるマーク・ゲイン事件の内容なんだ。マーク・ゲインがみづから訴え、あるいは今指摘した、大局的な立場にあると普通世間的には理解されるソビエトの記者のニッポン日記に書かれていたのではありません。ああいうことになると、あのときはあのときだが、今になつたら情勢の変化だとかこういうことで、そんなことは違ふものになる、これが發展なんだ、変化なんだ、それで基本的秩序というものも、その理解は、ときどきに發展し、変化するので、そしてビル腹になつて、権力に酔いしれた

連中が、大きな腹をかかえ、頭をなでながら、そうしてこんなことを大笑いで話をされたのでは、秩序もへつたくれもたまらぬじやないか、憲法なんか問題にするのもおかしくなつてしまふじやないですか、どうなんですか。○吉河政府委員 お答え申し上げます。外国人の批評もいろいろあると思ふのであります。日本国憲法は国民個人の自由と人権を基礎としたもので、立憲的な代議制を制定しておるのであります。これは最も民主的な制度であると考えます。日本国憲法は、先ほど来御説明申し上げました通り、暴力の行使によつてその政治目的を貫徹するがごときことは、絶対に認めていないのであります。あくまで公正な言論によつて政治を運営することを規定していると考え次第であります。○加藤(充)委員 あなたは非常に人を責めるには苛烈でありながら、自分を守るには至つて寛大だ。それであなたは、個人というものをここに前面に出して来たが、個人というものは社会の中の個人である。個人というものが憲法に保障されておるような福祉の保障を受け、基本人権の保障を受けるというものは、秩序の中、制度の中で受けるのである。それを保障する制度というものが、いわゆる社会の基本的秩序ということにならなければならぬのであると思ふのであります。しかも、それじやお尋ねするが、こういう憲法がありながら、こういう民主主義の大原則が世界の人権宣言の中に容認され保障されておるながら、それにさからうような政府、それにさからうような政治こういうものが、あつかま

しく強行されて来た場合、権力を担当した者によつて、権力みづからが憲法秩序というものを破壊する、すなわち個人の人権というものを破壊する。人権というものは、同時に個人の生活であります。こういうようなものを破壊するときに至つて、それを合法的に云々というけれども、それを脱却して行く、その不法、不当な権力の行使というものを、どうしてこれを払いのけて行くのか、その具体的説明を承りたい。○關政府委員 お答えいたします。これもたいへん講釈的になりまして、法案の審議とは直接関係はないかと思ひますが、お答えしたいと思ひます。世界人権宣言の中にも、各人がその生存の目的である幸福を追求するのは、社会生活を通じてのみ可能である、その社会生活の健全な発達に各人は協力する義務があると規定されていことは明らかな事実であります。この社会生活においては、すなわち人権宣言の中にも書いてあるごとく、自由人権のそれに対して協力する義務があるというふうにして書いてあるわけであります。従ひまして、お尋ねの点は、憲法の保障する自由人権というものは、お尋ねの御趣意を考へますと、絶対的なもので、侵してはならないというふうには考へられるのであります。これらの点はすでに現行の基本法であります刑法の中にも、たとえて申しますならば、脅迫罪であるとか、あるいは名誉毀損であるとか、あるいはいじめなどのものは、あなたの言葉をお借りしますれば、明らかに言論であり、出版であるわけであります。しかしながら、これらがすでに普通の原則として犯罪として規定されているわけであり

ます。これらはやはり公共の福祉に害があるから、これを犯罪として規定し、やむを得ず処罰するというところに相なるわけであります。かような次第であります。私も、この法案に規定するような暴力主義的破壊活動は、基本的秩序を破壊するものであります。国家としてこれらの破壊活動に対しまして、必要やむを得ない、最小限度の規制をなすことは、やむを得ざるどころであると確信して疑われないのであります。○佐瀬委員長 今の質疑の点は、憲法と破壊法の基本的問題にも関連しておりますので、一応佐瀬法制意見長官の御意見も承つておきたいと思ひます。○佐瀬(達)政府委員 ただいま關政府委員から及第点に達する御答弁をいたしましたのでありますが、私の考へておりますところをつけ加えて申し上げたいと思ひます。私は学問がございませんで、きわめて素朴に考へるわけでございますが、きわめて素朴に考へました私の一応の気持は、公共の福祉というものは、結局講釈すれば、これは一人一人の人の基本的人権が集まつた形を一括して公共の福祉と観念できるんじゃないかと思ふわけなんです。そこで憲法は民主主義の原則に立つておる、というところは、これも素朴な話ですけれども、一人一人が主権者として政治に參與する、参政権を持つておる。これは基本的人権として参政権を持つておる。参政権の行使によつて、憲法を改め、あるいは政治の機構を改め、政治の行くべき道筋をきめて行くというものが、根本の考え方であらうと存するのであります。従ひまして、そういう見地から申しますと、少数の人たちの暴

力によつて政治が曲げられて行くという事は、結局他の人々の参政権という基本的な人権を無視したことになるわけであります。それでは何にもならぬわけであります。他の基本的人権が根本からくつがえされるということになる。そこで先ほどの、革新のための自由な口——革命とおつしやいまして、革新というのがよいと思ひます。革新のための自由な口を求めなければならぬというお言葉は、敬服して拜聴いたしました。それは日本国憲法におきましては、主権者の代表である国会において、憲法の改正を議決される、そして国民の投票に付してその見解を求められる、これが口つばなはけ口として憲法にきめてあるわけであります。従ひまして、その基として、各個人々々の基本的人権としての参政権ということを考えれば、元にもどりますけれども、少数の人の暴力によつて奪われてしまふ、あるいは無にされるということは、これは何としても黙視できないところではないか。そこでそれを何らかの形で、やむを得ない限度において禁圧しなければならぬ。これはしかしまた、御心配のように、他の基本的人権との関係がまた出て参りますから、その間の調整はこれは立案にあつて十分慎重に考えなければならぬというわけで、われ／＼としてはこの案を立案したというのでございます。

○加藤(充)委員 あなたは国会で国民の完全な意思が反映されておつて、国民がひとしく杞憂するところのものが、ここで万全のはけ口を見出されなければならぬし、また見出されておるはずだし、はけ口は国会にあるというふうにあなたはお考えですが、この重要な法案がここで何名によつて審議されておるか、しかもこの結果というものは、一ぺんもここに出て来ない人々たちでも、表決のときには一票になり、一人になるのです。多数決というものがここで腐敗し墮落した実体というものを、ここまで現出して来てしまつたときにおいて、国民がこの実体を知つたときに、この国会が、あるいは具体的にこの委員会が、自分たちのせめてものはけ口だという確信が持てるかどうか。議會主義、民主主義という言葉の中で、多数決が神聖なものだということ、一切合財を合理化することはできない。それは時と場合にもよると思うが、ここまで来て、この重要な法案が国会の審議にあられてゐるという実体になつて来るとときに、これをはけ口と言ふのは、あまりにあつかましいと思ふ。国民は一体これをどうしたらいいのか。絶対多数をとつた與黨は、四年間というものは、国会に解散の規定がない。国会の不信任の決議が通らなければ解散がないので、あぐらをかいてゐる。多数決は民主主義の大原則だ。先ほど指摘したフランスの人権宣言にもありましたが、アメリカの人権宣言の中にもうたれておるやうに、制度としてそういうのはけ口がなくなつてしまつたやうなときにおいては、これはやつぱりそれを改革して行くということは、人民の当然の権利である。これが基本人権の最後の原則的な一点であるというところを指摘してゐるのです。この点はどうなんですか。

それからもう一つ、私はここで「アメリカの審判」という本の文章を引用してみたいと思ふのでありますが、フアシズムというものは、民主主義をその敵から守るという名目のもとにこの国にやつて来るであらう、ということに言つておる。反動主義者のように、既成の民主主義、資本主義の形骸を頑固に守らうとする、そこには必ず自由の抑圧、言論の弾圧、研究の制限、対外的には武力に訴ふる態度が生れる。こうした態度の人々も、もちろん民主主義と資本主義との擁護を大にして叫ぶけれども、彼らが擁護しようとしているのは、民主主義、資本主義そのものではなくして、帝国主義的——というのは私の注釈ですが、結局注釈を加へれば、日本では帝國主義的独占資本、それもまた買弁化した彼らの既得財産を守らうとするにすぎない。民主主義と資本主義とが存続し得ないといふれば、私の信ずるところでは、強圧と抑圧と不平等の政治を主張する、独断的で知識のない人々のためである。こういうやうなことは、オーエン・ラチモアが赤——共產黨の手先であるというレッテルを張られかかつた、このアメリカの議會の取調べにあつて、一貫して貫いて来た彼の立場であります。あなた方は、はけ口というやうなことを言ひ、結局それはあくまで国会がそれを保障すると言ふが、そういうことの中には、今オーエン・ラチモアの言葉を引用したやうなことをあなたたちがやつてゐるし、またこれからす／＼やろうとしてゐるということを目白してゐる以外の何ものでもない、こう私は考へるわけですから。先ほど来質問したところをもう一

回返答してもらいたい。

○佐藤(達)政府委員 だん／＼私の御説明がおわかり願つたやうであります。たいへん幸福に存するのでありますが、ただいま御引例になつたやうに、フアシズムによつてわれ／＼の基本的な人権としての参政権をねじまげられることのないやうにしようが、この法案の趣旨でありまして、その点においては憲法の精神にもまたつた合致する点であると考えております。

○加藤(充)委員 私は自分だけで時間をとらずに、ほかの人にもやつてもらいたいと思ふので、もう一点でとめたいと思ひます。私は世界の良識的な立場で、まずこの法案を見て行きたい、こういう立場をまずとりたいたいと思ひます。その立場からここに引用して、それに対する見解をぜひ明らかにしてもらふなければならぬと思ひます。引用で恐れ入りますが、しばらくの時間をそのために許していただきたい。私が手元を持つております本は、「赤い中国の横顔」という本であります。これは中国に二箇年半滞在したアメリカの記者によつて書かれたものであります。「或る有名な政治家は近代中国の機軸を次のやうな言葉で述べてゐる。過去百年間のあいだの中国の國家的地位の低下と、國民の精神的な萎縮とは、主としてその原因を不平等條約に帰することが出来る。不平等條約の履行、即ち、中国のあまたとるべき屈辱の記録であつた。……本来は帝國主義の象徴にすぎない少數の外國人兵士と警官とが、中国の社會生活、政治生活を窒息させた巨大な権力となつた。」こういう文章に続いて、「これは毛沢東の言葉で

も、スターリンの言葉でもない。蔣介石の言つた言葉なのである。蔣はその著「中国の運命」の中で、中国の「國家的屈辱の記録」を詳細に述べてゐる。『こういう書出しをもちまして、統いて、「西歐諸國の侵略は一八四二年に調印された中英南京條約に初まつた。……帝國主義諸國は治外法權制度をして、……諸外國は軍隊を駐屯させる權利を獲得した。……一切の政治、司法、軍、警、關稅、交通、金融、宗教、教育に關する重要点——國家としての中國を維持する上に不可欠な一切の文化、國防、經濟上の要項——は、既に今迄に相ついで諸外國と締結された條約を通じて賣渡されてしまつてゐるのであつた。……何かの争点についての折衝が始まると、必ず外國の軍艦はその砲門のおおいをはずし、中國の官吏や商人を威嚇し、中國政府や地方の政庁に圧力を加えて、彼等の要求を通すことができた。……中國政府と國民は外國人を恐れるやうに條件づけられてゐた。……中國の將兵は帝國主義者たちに威嚇されても、反抗するだけの勇氣に欠けてゐただけでなく、反抗しようと思ひつきさえもしなかつた。……租界は犯罪人の避難所となり、中國の法律の權威は地に落ち、中國人の法律を守る習慣はそこなわれぬ。……租界の警官が中國人に加へた非人道的な拷問は人間としての礼節に欠けたものであり、筆にあらわすさへも耐えがたい。……」

なおその上、諸外國の得てゐる、國內の河川をさかのぼり、沿岸にそつて交易し、開港場に工場を建て、鐵道を敷設し、鉱山を開き、自國の銀行を通じて通貨を発行する、などの諸權利

は、すべて彼等の経済侵略の影響を増大させる助けになり、中国の経済にはかりがたい損失をこうむらせた。……わが国の市場には外国商品がはんらんし、自国の製品を売りひろめることができなかった。……伝統的な手工工業は凋落し、新設の機械工業も繁栄しえなかつた。中国の輸入超過は増大する一方であつた。……中国の経済は弱体化し、貧窮化し……農業は退化し始めた。貧困化した村々では、灌漑用水路は修理されないままになり、堤防は崩れ、飢饉がひろがり、小村落は荒野になつた。」

最後に、「租界は麻酔薬の根源地になつただけでなく、淫売婦や、賭博者や、泥棒や強盗の隠れ場所にもなり、美しい繁華した諸都市が悲惨と混沌の地獄となつた」というのである。これは、今では荒国奴となり果てた台湾に余命をつなぐ残党となり果てた蔣介石が、まだ国民党の首領として国民党の政府をつくり上げて、中国の人民の信頼と支持を一応ごまかしながらも獲得し続けることができた時代に、彼の書いたものである。彼すらもこの立場を裏切つたために、先ほど来言つた御承知のような立場と運命に置かれたのであります。

私はここで最後の質問を申し上げますが、日米講和條約あるいは日米安全保障條約、それに続く行政協定、その遂行のための国内諸立法、そしてこの法案もまさしく治安の面から来る重大な背骨の柱的な意味を持つたものであると思うのであります。幾多の條約遂行の立法、同時に政治が統けられて行つております。日本人が国民としてその生活、あるいはまた憲法

に保障された基本人權の点からいって、また同時に民族の運命からいって、この占領と言いますか——問題がすぐに文句が出そうだというならば言葉をかえてもよろしいと思うが、不平等な前古未曾有の屈辱的な條約の遂行をやることに對して、これを打破つて行かなければ生活も基本人權の保障も何もないのである。従つて日本の憲法はこの基本人權というものを保障して、もおりますし、民族の立場に立ちましても、このようなものを打破して行くといふことが日本の国民の希望であり、意思であります。こういうようなときに民族の独立あるいは平和憲法を守る、平和の確保をあらゆる手段を盡して守つて行く、獲得して行くといふことは、これは奪うべからざる個人としての日本人の権利であり、同時に私は民族としての自主権の内容だと思つて、先ほどの蔣介石の「中国の運命」と称する出版物の内容から見て、政府は大いに反省し、先般来重々各委員あるいは公聴会の公述人からも述べられてゐる点、こういう点から考へて、こういう法案という点から考へて、撤回すべきであり、こういう法案こそ國を売りつづすことに相なるもの。これは蔣介石すらが指摘しておる通りである、こう思いますが、政府のあとで泣き言をたれないようにはつきりした責任のある回答を、この機会に承つておきたいと思ひます。

○清原政府委員 いろいろ御意見を承りました。政府が指摘しておる下の情勢にのみならず、本法案は御審議の上通過せられることを希望いたしておるのであります。断じて撤回する考えは持つておりません。

○加藤(元)委員 そういふやり方で、あなたは戦争中に何をやつておつたか知らないが、やはり同じようなことを言つて、現下の状態といふことで日本人を二百五十万も殺傷するやうな、また諸外国の人民に迷惑をかけるやうな破廉恥きわる侵略戦争のその権力の末端につながつて、おそれたいことをたたいおつたと思ふのであります。今日この困難の現状、蔣介石の文章を引用しただけではつきりわかつて、胸に五寸きぎを打たれる思いをわれわれがしなければならぬときに、今日の立場でこれをやらざるを得ないといふやうなことをふてふてしくも言つておるということになれば、これはえらいことに相なつてしまふといふことをあなたは日本人として考えないか。蔣介石もその立場を貫く限りにおいては、おそろく国民の支持を失うことになつたろうが、あゝいうことに相なつてしまつたのは——結局いつでも国民を十二歳としてばかりにするわけには行かない。日本民族は断じて十二歳でないといふことは過ぐるメーデーにある皇居前の広場で示された。人の行動といふものの中に、日本民族はまだ死せずといふこと、屈辱的な占領の継続、独立の回復をもちたせないやうな講和條約といふやうなものに満足できるかといふ根柢前をあの形で爆発せたりしたものだと思ふのであります。今の答弁では、私どもはあなたの今後の責任を追究する上から言つても満足できないと思ふ。一体あなたは戦争中にどういふことをやつておつたか、そういうことからひと

つ自分の立場として、同時に政府の立場としてそのことを言つてもいい。おさなりの問答や言葉の繰返しや文字の配列をくふうしたり、あるいは四回も五回も名前屋に見てもらつたりしたやうな巧妙なインチキなベテニ満ちたこの破壊活動防止法案といふやうなものであなたたちの本質はごまかされはしないと思ふ。その点どうです。

○清原政府委員 政府の見解は先ほど申し上げた通りでございます。

○佐藤委員長 猪俣三君。

○猪俣委員 十二時半にお集りする所でありまして、その前に一点だけ、佐藤さんが見えなくなつております。佐藤さんにお尋ねしたいと思ひます。かりに破壊活動を防止する何らかの法案を用意しなければならぬといひました。このたたいま審議いたしております破壊活動防止法案なるものは実に不体裁である、乱雑きわるものだと思ひます。あなたに近く法制局長官にもなられるやうでありますので、そこであなただの御意見を承りたい。その根本的な欠陥は、いわゆる破壊活動をやる団体を行政的に規制するといふ問題と、この破壊活動に従事したしたる個人に刑事責任を負わせ、これを処罰するといふ問題とをこの一つの法案に練り上げまつた。これは私も言ひます。まず、相対的政府の陰謀があると考へるのであります。しかし私は持時問が少いので、今その点について詳細に皆さんと問答しているわけに行かぬし、いづれ討論の際に申し上げたいと思ひますが、純然たる法技術といひまして、こういう行政処分と刑罰措

置とを一つの法案につくり上げるといふことに非常に無理があり、かつ非常に理解が困難なのであります。行政処分の必要があるならば、それはそれ自体としての単独法をつくり、刑罰に關しましては、基本法である刑法があるのでありますから、それを補正、改正すればよろしいと考へる。しかるに政府は何かゆゑにこれをこつちやにしかつたといふことに對しまして、政府委員の答弁は、刑法は基本法であつて、恒久的の破壊活動を防止するために急遽つくる臨時法であるからかやうな状態になつたといふやうな答弁をなされたのであります。木村法務総裁は、いやこれは恒久法である、こういうやうにも答弁しておられて、答弁が一致しておらぬ。政府の法務府特別審査局から出しました破壊活動防止法案逐條解説を見ますと、やはり臨時法のやうなことが書いてある。そこでこの解説書が權威あるものだといひます。ならば、法務総裁の答弁とは食い違つておる。そこでさういふ、一体何がゆゑに刑罰規定は刑法の改正に持つて行かなかつたのであるか。そうしてこういう刑罰規定と行政処分とをこつちやにする。これは、法体系として一体いいことであるかどうか。この点についてあなたの御所見を承りたいと存じます。

○佐藤(元)政府委員 前会もお答えしたことがあると存じます。また今もやうにお言葉にも出て参りましたが、この根本の考え方は、前にお答えした通りであります。見にくいではないかといふ点については一応ごもつともなところがあると思ひます。しかしこれは私の個人的考え方でございます。

ども、見やすくしようという見地にかりに徹底して考えますと、ほんとうはこの破壊活動関係のものは規制、処分の条文も、あるいは罰則の条文も全部こつちの方に集めておいた方が一般の人が見るのには便利ではないかというのが、私は本来の趣旨じゃないかという気がいたします。そうなつて来ますと、おのずから刑法の内乱罪とかあるいは艦船転覆とか列車転覆とかいうような条文も、もう一度刑法をまる写しのものをごへ書くのが最も親切じゃないかというようなことになりまして、けれども、それはまたそれとして、刑法に書いてあるものをこつちに移して来たのでは、裁判所ではどつちの条文を引用したらいいかというような疑問も出て参ります。従いましてそういう見地からも、刑法に残つてゐるものは刑法の条文を引用することになつて、とにかく第三條をごらんになればわかるのでありますから、その点は曲りなりにもここで実現してゐるのじやないかということでごまかして、こういう形にしたわけでありまして。

○猪俣委員 たとえば第三條の「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため」これ／＼という規定をしておいて、これがたとえば騒擾をやつた場合には刑法の騒擾罪より多くこれを処罰する、かような必要がありますれば、刑法の騒擾罪に一條入れればよろしい。そうしてそこへみな統一すればいいわけです。あなた方はこういう法案をつくられたことについては、私もあなたの方の陰謀遠慮のあることを察知しておる。それだけ私どもに危険性があるのであります。

す。これは法務府で出されました、ただいま申しました解説書の書き方にも現われておるのであります。たとえばこの第三條の方でも、この四枚目の終りであります。こつちのところが書いてある。「先ず暴力主義的破壊活動の観念であるが、注意すべきは、これは純然たる行政上の観念であつて、刑事法上の観念ではない。即ちそれは破壊的団体の規制という行政処分の原因となる事実である。」こつちの説明をしておる。これはもつともです。なぜかならば、これが刑罰の構成要件として考へる際に、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため」というようなこつちの漠然たる言葉が刑罰の構成要件になるべきものじやない、であるから確かにこれは行政処分上の、行政法上の観念であつて、刑事法上の観念でないという御説明が妥当だと思ふ。しかるにかつた説明をしておきながら、処罰するときに、これは構成要件に入つてしまふ。こつちにごまかしがあると、思ふのです。あなた方がこの第三條を書くときは、これは刑事法上の文句じやない、こつちの頭でこれを書いておいて、処罰するときはこつちの間に「刑事法上の文句になつてしまふ。この「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する」ということは構成要件に入りません。入る以上は刑事法上の観念になるじやありませんか。これはどういふわけですか。説明書の四ページに、これは行政上の観念であつて、刑事法上の観念ではない。これはどういふわけか。これを御説明願ひたい。

○佐藤(達)政府委員 ちよつと先ほどのお答えに漏れがありましたから、ただいま重ねて陰謀らしきお疑いをかけられまして、その点弁明させていただきます。今のお尋ねにも関係いたします。政治上の主義、施策を推進し云々は、御承知の通り罰則の第三十九條においても、あるいは三十八條におきましてもはつきりと罰則の規定にかぶせておりますからして、法規上の疑いは全然ないわけでございます。それから陰謀云々につきましても、これは実は陰謀をしようと思へばもつとやる方法があるのであります。お言葉のように、たとえば刑法を改正して入れようということになりますれば、附則のしつぽの方どこかに、刑法第何條中次のように改正する、第何十何條の次を左のごとくかへるといふようなことで、何かこれに加つたやうな形で実はカムフラージュする手もあるのであります。そういうことは避けまして、堂々とここに列挙したということだけは十分御了察願ひたいと思ひます。

○猪俣委員 今の意見長官の意見に私は意見があるが、先ほど申しましたように、これは討論のときに申し上げる。質問時間が少なくて、私はこつちのことにこだわつておると、ほかのことが質問できなくなる。そこでもう一点、先ほど私が質問しました法務府特別審査局の破壊活動防止法案逐條解説書の四枚目の終りから五枚目にかけてありますこの暴力主義的破壊活動の観念は、行政上の観念であつて、刑事法上の観念でないといふのはどういふ意味なんですか。

○關政府委員 お答えいたします。この法律第三條に規定してある「暴力主義的破壊活動」という一つの條件によりまして把握してゐる一項の行為は、これはすべて破壊的団体を規制する行政処分の條件となる活動でありまして、その意味におきましてこれは行政上の純然たる概念である。かように考へて、さういふ説明を掲げた次第であります。

○猪俣委員 そこで私は最初から言ひましたね、行政処分の規定と刑罰の規定とをごつちやにするから妙なことが出て来るのです。あなたは第三條をつくるときに、これは行政上の観念であるといふやうな頭でつくつておきながら、それがあとで処罰の規定になると、構成要件に入るじやないですか。政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する」といふことは犯罪構成要件に入ります。犯罪構成要件に入るとすれば行政上の観念じやないじやありませんか。この第三條を受けまして、そうしてこれと対照いたしてこの処罰が出ておる。そうして処罰に同じ言葉が繰返されております。第三十八條をごらん下さい。「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する」これ／＼やれば「五年以下の懲役又は禁錮に処する。重刑になつてゐる。犯罪構成要件に入つてゐるじやないですか。どうしてこれが行政上の概念ですか。そこであなた方が、まず行政法上の観念のやうな頭で考えながら、さしみのつまのやうな考えでこつちと処罰の規定を置いてゐるのです。そうして扇動と目立たないようによつと書いてお

いて、そうして大部分はこれは行政処分の観念だといふやうな頭で、そうしてほんのちよつと補整のためにつけ加えたのだといふやうな形でおります。が、今言論機関にしろ、日本学術会議にしろ、あるいはその他の文化団体にしろ、労働組合にしろ、最も恐れおそれることは、この濫用であり、その濫用されるおそれどこにあるか。予備、陰謀、教唆、扇動、こつちのナチスの拡張正犯論を基礎にした一つの考え方、ナチスにおける御用学者が拡張正犯論といふものを戦時中編み出した、ナチスの政權の補強工作に使つた、こつちの法理論にあなたの方の頭が立脚して、こつちの扇動とか、教唆とか――私は後にも聞きますが、無限に処罰できる範圍を広げたりさうしてそれをまるでつたりのやうなかつこつちをしてこの法文は使つておるのであります。それが重点なんです。それをこつちの政治上の主義、施策、――團藤教授に聞いてもよく説明ができない。こつちのものを構成要件にして、終りのものでびしやつと処罰しておる。二年のものを五年に処罰しておる。こつちのやうな方が私ははなはだ危険性がある。と考へる。行政上の概念でつくつた概念でもつて刑法上の犯罪構成要件にそれをでつち上げてしまふ。そこに実に危険性がある。それがさつき指摘したやうにこつちやな法律であるからさうなる。あなた方は、これが行政上の概念であるならば何ゆゑに三十八條に同じ文句を処罰規定として置くのですか。そうすれば構成要件に入るじやありませんか。その説明をしてください。

○關政府委員 お答えいたします。こ

に應じて、一般的にきめられる一つの方策。これが政治上の施策であると考へるのであります。そうしてこの「施策を推進し」と申しますのは、みづからそれを策定してその実現を企図すること、これが推進であると考へるのであります。支持するということは、すでに存する主義または施策につきまして、その実現を希望し、またはその実現に協力することを支持と考へるのであります。また「これに反対する」とは、すでに存する主義または施策につきまして、その実現を希望せず、またはその実現を拒否するといふための外部的な行為を「反対」と考へるのであります。

○猪俣委員　とてもわからぬのであります。(笑聲)これは私は頭が悪いせいかも知れませんので、実例についてお尋ねしたいと思ひます。しからば五日一のメーデーについて、**実例**をと

つて御説明いだだきたいと思う。破防
法反対をもつてあの騒擾を起したら、
これは政治上の施策に対して反対をし
たということになるのであるかどうか。

○吉河政府委員　破壊活動防止法案の
立案は政府の施策でございます。政
治上の施策であると考えておる次第で
あります。

○猪俣委員　そこでお、五月一日
メーデーのことが出ましたから、つい
でにお尋ねしたいと思います。神宮外
苑で吉田内閣打倒演説をした者は――
そうして破壊活動防止法のごときは実
に人民にとつて許すべからざる法律案
であるから、これはどうしても打倒し
なければならぬ、なおまた人民広場
に人民に使わせぬなどということとは

んでもない話だ、裁判所までが政府のやり方はよろしくないと判決したじやないか、大いに破防法反対のために人民広場で氣勢を上げようじやないかという演説をした者がかりにあるといふたしますならば、あのメーデーは騒擾罪として調べられておるようでありますが、この演説をした人は教唆、扇動、そういうものに入りますか入りませんか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。その扇動演説が、宮城前広場に多衆が集まつて暴行脅迫をしるというような内容のものであれば扇動になると思ひますが、ただ集まれというような言動では扇動に相ならぬと考えております。

○猪俣委員 そうすると、明治神宮外苑で、宮城広場へ集まつて破防法反対の氣勢を上げることだけでは、あの騒擾罪の扇動にならぬという御見解でありますか、重ねてお尋ねいたします。

○吉河政府委員 さように考えております。

○猪俣委員 しかば、日比谷公園へ集まれという演説をやつた。そこで日比谷公園の方面へ向つて進んで来たが、途中で自由党の本部を取囲んで、わあ／＼騒いで、火をつけて焼いてしまふとか、ぶち殺してしまふとかいう氣勢を上げたとするならば——宮城広場へ集まれ、そして氣勢を上げる、諸君の實力でこれを阻止する以外に道がない。もう院内で野党は少数党で多数に押されてしまふから、労働組合が中核となる院外団体でこれを打ちつぶすよりしかたがないというようにあつた、そうしてその氣勢でもつて

宮城広場に出かけて、途中で自由党本部を襲撃したという場合には、この演説者はどういう責任になりますか。

○吉河政府委員 お答えいたします。御質問の趣旨がはつきりいたしません。もし演説者が自由党の政治上の主義を攻撃しまして、自由党本部を、途中で火を放つて焼いてしまふというやうな演説をすれば、もちろん各号の放火、騒擾等の扇動に相なるものと考えております。

○猪俣委員 そうすると、重ねてお尋ねいたしますが、自由党の本部を襲撃せよという言葉がない限り、破防法打倒のために大いに實力を行使して氣勢をあげるということだけでは、本法の扇動あるいは教唆に入らないという御答弁と承つてよろしうございませうか。

○吉河政府委員 御質問に対して一般的に答へすることはきわめて危険であると思ひまして、事案としてはすべて具体的に、現実に現われるものと考へられるのでありますが、少くとも騒擾の扇動は、多衆結合して暴行脅迫をせよというやうな言動がなければ、扇動罪にはならぬと考えております。

○猪俣委員 なおあなたの方は、実例についての答弁は非常に危険であるといふ、まあその心持はわかりますが、われわれといたしましては、実例に対してはつきりした答弁をしてもらひませんと、立案するときには相当ゆるやかなやうな答弁をして、一旦法律ができしつと、びし／＼やつつけられるというものが今までの慣例である。私は軍機保護法違反事件で弁論をいたしまして、痛切に感じてゐることで、戦時中でありましたけれども、あの軍機保

護法の審議に對しましては、相当議員諸君がきわどいところまで質問いたしておつたために、その衆議院、貴族院の速記録を提出して、それだけが唯一の参考資料として、第一審、第二審とも無罪の判決を受けた。陸軍大臣はこれは軍機だといつてがんばつてきかなかつた。検事もそれを鬼の首をとつたやうに振りまわして、そうして処罰して、それでも二年間くらいぶち込まれておりました。無罪になりましたけれども、何にもならぬやうな形になつたのだが、そういうやうな危険のために、微に入り細をうがつて具体的事実について皆さんから確信のあるところをここに速記にとどめておいてもらふぬと、後に裁判問題になつたときにも困るのであります。それで具体的事実についてはつきりした答弁を私どもは要求したい。

○佐瀬委員長 猪俣君に申し上げますが、な長時間を要するようでしたら、午後にはまわしまして、一旦打ち切りたいと思ひます。

○猪俣委員 それではそうしていただきます。

○佐瀬委員長 午前中の審議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。午後一時半から再開いたします。

午後零時四十三分休憩

午後二時六分開議

○佐瀬委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

質疑を継続いたします。猪俣三君。

○猪俣委員 先ほど第三條の二号の、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するた

め」という文句が、本法においては犯罪の構成要件になつておる。かようなことが他の、過去の法律にあつたか。あるいは學說、判例があるかという質問をいたしました。特審局長は、政治資金規正法をあげられましたが、これは犯罪構成要件としてその言葉が使われておるのですかどうか、そこをもう一度お尋ねいたします。

○吉河政府委員 政治資金規正法第三條に「政黨、協會その他の団体の定義にいたしまして」「この法律において政黨とは、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来的目的とする団体をいう。二項」といたしまして「この法律において協會その他の団体とは、政黨以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するものをいう。」というふうな規定されております。そして「この法律において政黨その他政治団体に對しまして、各種の義務を課しておるのでありまして、この義務に違反した場合には罰則の適用がある。このやうな建前になつておるわけでありませう。

○猪俣委員 私もそれはもう少し研究してみますが、これが犯罪構成要件になる定義になつておるのかどうか、私は疑問だと思ふのでありますが、これはあとの問題にいたしたいと思ひます。そのほかに學說あるいは判例で、この定義をしたものはありますか。

○吉河政府委員 お答えいたします。勉強が足りないかもしれませんが、判

例はないと考えております。

○猪俣委員 そうすると、法律としても政治資金規正法をあげられただけであり、學說及び判例もないという御答弁であるならば本法のこの言葉はなほ犯罪の構成要件としてはまづなる言葉であるということはお認めなさるかどうか。

○吉河政府委員 政治資金規正法に關する解釈として、學說というものは適當であるかどうかわかりませんが、かような用語についての解釈がなされてゐるのであります。

○猪俣委員 私の質問に対して答弁なさつておらない。先ほど關政府委員の答弁では、この第三條に用いた言葉は、學說上判例上あるいは他の法律上習熟した言葉のみを使つたという説明がありまして、私は質問いたしたのであります。そうするとどうも政治資金規正法という名前をあげられただけであり、その政治資金規正法についての説明だけであり、あと一般的にこ

ういふ政治上の主義とか施策の定義というやうなものは、學說も判例もないというふうな理解いたしますならば、この本法第三條の二項の言葉といふものは非常に真新しい、あまり犯罪の構成要件としてはないところの言葉であるといふことを御認識あるかどうか、こ

ういふ質問なんです。それに対してお答え願ひたい。

○吉河政府委員 お答えいたします。従来犯罪の構成要件としてこ

ういふ言葉が使われてゐることは考えておりました。ただいま御説明申し上げました通り、政治資金規正法に掲げられまして、その規正法につきましての各種の

学説と申しますか、解釈は出ておりま

す。

○猪俣委員 政治資金規正法の刑罰と

本法の刑罰とは非常に趣旨が違うので

ありまして、私はそれは前例にならぬ

と思うのであります。刑罰法規の犯罪

構成要件としては、ほとんど本法をも

つて嚆矢とするのじやないかというこ

ろに私どもは多大の心配があるので

あります。そこでこれはまた後ほどに

いたしまして、第三條の一項でありま

すが、それは先ほど申しましたよう

に、こういう教唆あるいは扇動あるい

は予備、陰謀というようなものを広汎

に処罰いたしますのは、これは私は

ナチスの御用学者の考え出した拡張正

犯論という思想が根底にあるのじやな

いかと疑われるのであります。それ

はさておきまして、非常に広い範囲に

まで処罰できるような組立てになつて

おりますので、そこでひとつ幅を確め

たいと思うのであります。

そこで内乱の予備をいたしました者

は、第七十八條で処罰せられることは

申すまでもありませんが、その内乱の

予備をした者を補助した者は、これは

どういふ処罰になりますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。

第七十九條によりまして、内乱、

内乱の予備陰謀の補助が独立罪として

規定されております。

○猪俣委員 そうすると内乱の予備の

補助は七十九條の独立罪と相なつてお

るわけですが、そうするとこの補助を

教唆した者はどういふことになりま

すか。

○吉河政府委員 六十一條二項の問題

になると思つております。

○猪俣委員 そうしますと、ここに実

行でも何でもない内乱の予備というも

のがあるとする、この内乱の予備と

いうものを補助した者も処罰される、

教唆した者も処罰される。またその教

唆者を教唆した者も処罰される、ここ

まで広がるということには間違いない

のですね。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。

す。現行刑法の解釈上さういふこと

と考えます。

○猪俣委員 私は内乱罪の補助、教唆

ならまだわかりませんが、内乱罪の予備

をやつた者、その補助から、教唆から

教唆者のまた教唆まで処罰できる規定

に相なつております。ここに私は相当

の疑問が出ると思う。そこで皆さんに

私は國賊教授にやありませんが、内乱

の予備の補助あるいは教唆、教唆のま

た教唆というものはどういふことにな

りますか。

○猪俣委員 そうするとその教唆のま

た教唆というものはどういふことにな

りますか。

○猪俣委員 お答えいたします。こ

に今申し上げたような内乱の予備の

本犯者がいるわけでありまして、これに

対しまして、他の者が君ひとつこの現

下の事態にかんがみて、大に内乱を起

せ、そのために兵器、資金を集めて準

備しろ、こういうふうにしたらよかろ

うと言つた。その者が、よろしい、そ

こで犯意を生じて内乱の予備をいたし

たと仮定いたします。その場合、他の

者が教唆者でありまして、その教唆者

に對しまして、同様な趣旨を言つて、

君はひとつ現下の事態にかんがみて内

乱を起すなり、自分でやるなりあるい

は他にやらせるやうにひとつ努力し

ろ、こういうやうなことにになります

と、そこに教唆の因果關係が生じまし

て、教唆者を教唆するといふやうなも

のが生じて来ると考へるのでありま

す。

○猪俣委員 内乱の陰謀をやりました

者は、これは七十八條で処罰されます

が、内乱の陰謀の補助はどういふこと

に相なりましようか。

○猪俣委員 お答えいたします。内

乱の陰謀の補助につきましても、七十

九條によりまして、「前二條ノ罪ヲ幫

助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ処ス」

ことになつておりまして、七十八條の

予備陰謀を補助した者も、七十九條に

よつて独立の犯罪として処罰されるわ

けであります。

○猪俣委員 その補助することを扇動

した者はどうなりますか。

○猪俣委員 お答えいたします。現

行の刑法にはその規定はないのであり

まして、扇動の問題は本法の三十七條

以下の規定に關係して来るわけであり

ます。

○猪俣委員 そこで実例でもつてまた

確めたいと思ひますが、ある文明批

評家がありまして、憲法改正とか、破

壊活動防止法とかいふやうなものは、

実にこれは許すべからざることであ

る。しかし院内における野党の勢力は

貧弱で阻止できない。これは労働組合

が實力を行使するよりしかたがない。

宮城前広場でも何でも行つて、そこ

ひとつわめき散らすよりしかたがない

といふやうなことを私なら私に話を

し、私がさうだと思つて、労働組合の

幹部に話をした、幹部会でもさうだ

といふことで、總會を開いて宮城前に行

つて、大に威勢を示して、わめき散

らすやうなやうな相談をして、さう

して宮城前広場に行つて、警察官に對

しまして盛んな暴言を吐いたとする、

あるいは焼打ちするぞとか、みな殺し

てしまふぞといふやうな、ただ口先で

さういふ氣勢をあげたとする、こうい

う口先で焼き払ふぞ、殺すぞといふや

うな氣勢をその大衆の中からあげた者

がある、さうしてそれが一地方の靜謐

を害する程度になつたとすれば、これ

は騒擾罪でありますか、ありません

か。それが騒擾罪であるとすれば、こ

の文明批評家及び私及び労働組合の幹

部及び總會構成員による總會の決議を

した者、こういふ者の責任は、どうい

うふうになりましようか。

○猪俣委員 お答えいたします。ま

ず実例でございまして、問題の意味

をはつきりいたして、條件を特定して

お答えしたいと思いますが、お伺いいたしましたことを私は次のように理解しております。甲という文明批評家がありまして、猪俣先生にこの破防法ははなはだ悪い法である。しかし国会においては多数党が横暴をきわめて、これをのんで通してしまふ、こういうことになる文明に逆行するものである。労働者の権利、組合の権利は蹂躪される、宮城前に行つて大いにわけ、宮城前に行つて暴言を吐いて、そこで大会を開いてわけ、こういう事実と拜承いたしますが、これだけの事実に限定的にすれば、私は本法に該当する事項はないと思ひます。と申しますのは、第三條第一項一号の内乱は申すに及ばず、また第二号の騒擾におきまして、多数が結合して暴行または脅迫をいたすということが條件でありまして、ただ宮城前に集合いたしまして騒擾をそこであげる、いろいろなる暴言をそこでお互いに吐き合うというところでありますならば、これは暴行または脅迫には何らならないのであります。この第三條の一項の一号の内乱はもとより、第二号の騒擾の行為にも当たらないと思ひるのであります。

〔委員〕退席、綴治委員長代理着席

○猪俣委員 私今の設例は一地方の騒擾を害する程度の多衆が集合して殺すぞ、焼くぞと脅迫的言辭をなしたという設例でお尋ねしたのでございますが、そういう場合にも騒擾罪になりますか。実際はやらない、ただ氣勢をあげて、みな警察なんてこれは政府の犬だからたつ殺すぞとか、ある

いは自由党本部を焼くぞやうぞというやうな氣勢をあげておる、メーデーのときのように何千名というあいう多人数がそういう氣勢をあげて、あるいは自由党の本部を取囲んでここを焼くぞとか、あるいは中にある者はみな殺すぞと云つて、ただわあわあ騒いでいる場合、これは騒擾罪になりますか、なりませんか。

○吉河政府委員 お答えいたします。その大勢集まつてわけき散らすという御設例であります、それが脅迫になる場合におきまして、多衆が集まつて脅迫して、しかも一地方の騒擾を害するやうな事態が現出されたときには、それは騒擾罪になると思ひるのであります。そのわけき方がどういふわけき方でございますか、ちとわかりかねます。

○猪俣委員 私はわけき方を今具体的に説明しているのです。たゞ殺すぞ、焼くぞという言辭で、わあ／＼言つてゐる、よく大勢になると実際さういふ氣勢をあげがちなんですよ。犬どもみなたき殺すぞとか、ここをみな焼くぞやうぞというやうなことを言つて、わあ／＼言つていたという設例であります。

○吉河政府委員 お答えいたします。たとへば自由党の本部を囲みまして、ここを焼くぞやうぞというやうな言動をするというやうなことは、確かに脅迫になると考へておるのであります。

○猪俣委員 それではどういふふうにお聞きいたします。その文明批評から出ますが、自由党というものはけしからぬから、あそこへ行つてひとつみなおどかしてしまへ、こういうこと

を話をし、それを私が労働組合の幹部に話をする、幹部は総会に諮つて、ひとつおどかさうじやないかということ——あるいはおどかすという言葉をうたいたいいたしました。用いてそれが実現したという場合にどうなりますか。

○關政府委員 お答えいたします。これも法律の解釈になりました。いへん恐縮であります、御質問のやうな点はむしろ騒擾の問題と思ひます。騒擾の規定の暴行または脅迫の、多数結合して暴行または脅迫をなしたる者、暴行と申しますのは、人または物に対する暴力の行使、不法なる方法による害悪というやうなことに相なるわけでございます。また脅迫と申しますのは、その脅迫する害悪の告知が相手方に通ずることが要件になると思ひます。従いまして野原のまん中でおれはだれを殺すと言つたところで脅迫罪にはならぬと私は思ひます。従ひまして今猪俣先生のお話の中で、多数そこに寄り集まりまして、もしその場合にあらば、害悪がそこで告知されますから脅迫罪が成立いたしますが、全然自由党の方もだれもない、要するに仲間の方だけで大いに氣勢をあげて盛んにやれ／＼と言ひ合ひまして、それは相手方に害悪の告知のしようがないのでありますから、お互いの間だけの氣勢の張上げということだけにどまる問題であると思ひます。またそれが場合によりましては、第三條の、もしその中の中心分子の方がほかの者を扇

動するといふやうな意味合いがありまするならば、そういうことの犯罪の成立は考へられるのであります。そのこと自体が騒擾の罪をなすといふやうなことは考へられないと思ひますのであります。

○猪俣委員 これはこの程度にとどめておきますが、もう一つ、大会の決議で、五百人が集まつたうちで三百人はひとつ暴動をやろうじやないかという相談をしたが、二百人は反対した。大会としては多数決で決議になつたという場合に、三百人と二百人の責任はどうなりましようか。

○吉河政府委員 お答えいたします。暴力主義的破壊活動が団体の活動として行われたかどうかという問題に觸れると思ひますが、さうな多数決をもつて団体の意思を決定するといふ方法が構成員の意に基いて定められている場合には、それは団体の意思となります。それでその意思に基いて構成員なり、役員なりが団体のためにこれを実行した場合に、団体の活動となり得るものと考へております。

○猪俣委員 その反対をした二百人は騒擾の現場に行かなかつたのであります、大会ではとにかく構成員として大会の決議に服するということになつた場合に、そこで私は刑事上の問題をもう一つ聞きたいのですが、大会の決議には反対投票をしたけれども、大会としては大会の決議を尊重するといふことがこれは構成員の至上命令ですから、それを尊重するといふ立場にある。しかし現場へ行つてあはれたのであるが、その二百人は何らかの責任

を負うのであるかどうか。これは国鉄の熱海会議のとき実際に起つた問題でありまして、法律上多少の問題があるのですが、そういう場合はどういふやうな取扱ひをなさるおつもりでありますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。その団体の三百人が現場へ乗り出して騒擾をやつたという場合におきましては、刑事上の責任はその三百人に加えられると考へております。

○猪俣委員 そうすると騒擾をやろうじやないかという決議には賛成したが、現場へ行つて現実に実行しなかつた者はどういふ責任になりますか。

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねの点につきましては、いわゆる共同正犯につきまします大審院あるいは最高裁判所の従来の判例から考へてみますと、おれたちみなでやろうと言つたところが、ある者がたゞ／＼いかなる理由なるか、そこまでわからせんが、何らかの事情で行かなかつた。しかしやる意思はあつてやることを決議した。たゞ／＼自分は行かなかつたが、ほかの者が行つてやつたというやうな場合には行つてやつたとき、やはりこの法案との関連において考察いたしますと、騒擾の陰謀罪が成立するわけでありまして、そういうことで、現実に騒擾を起しました場合には、従来の大審院及び最高裁判所等のとつてゐる共同正犯の理論から、おそろくそのたまたま行かなかつた者も共同正犯として処罰されるかと思ひるのであります。

○猪俣委員 それからこの第三條の一号の口であります「その実現の正当

性若しくは必要性を主張した文書若しくは図画を印刷し、頒布し、公然揭示し、若しくは公然揭示する目的をもつて所持すること。」「その実現の正当性を容易ならしめるため」これは一体扇動とか教唆の中に入らぬものですか。扇動とは、これはまた別な行為としてお考えになっておいてになりますか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。扇動は御承知の通り、不特定または多数の者に対して中正の判断を失して犯罪実行の決意を創造させる、または既存の犯罪実行の決意を助長せしむるような勢力を有する刺激を與えるということになっておるのであります。扇動される多数人の実行の決意に刺激を與える行為でございます。たゞいまお尋ねの「又は」以下の実現の正当性もしくは必要性を主張した文書等の印刷、頒布とは関係のない別個の行為であると考えております。

○猪俣委員 今あなたの定義なされた扇動、その一つの例としてこの実現の正当性、もしくは必要性を主張した文書、こういうのが出て来るのが妥当だと思ふのであります。これは一つの例なのです。扇動というのは抽象概念のようだが、実例としてこういうことが扇動に入るといふのなら説明はわかるが、扇動とは別個のものとしてこういう規定を置くといふことは私もよくわからない。今扇動の定義としてあげられたのは昭和五年の治安維持法に関する大審院の判決のお言葉だと思ふのであります。御承知の通り、昭和五年あたりは最も治安維持法を、審判する裁判官でも、検察官でも、張

り切つておつたとき、昭和六年は満州事変に突入する直前でありましてから——一体この大審院の扇動に関する説明はなほだおかし、わからぬ点があると思ひます。たいていの者を処罰せんとして編み出された、そういう当時の時勢に適應したような扇動の定義だと私は考えるのであります。今日法務府ではそれを金科玉條としてつておられるのであります。結局この法律が治安維持法に非常に似てゐるとすれば、おとりになるのもつともかと思ふのであります。それはそれといたしまして、どうも私はこの扇動ということと以下の二つ書いてあると、ごちや／＼してよくわからないのであります。公然揭示する目的をもつて所持する。ある文書を所持する者は、公然揭示するという目的がある、いま一つ実現を容易ならしめるためという目的がある。この二つの目的があつた場合に、所持した者を処罰する、こういうことに理解してよろしうございませう。

○吉河政府委員 御質問の通りでございます。

○猪俣委員 次に公然揭示することがこの第三條の一項一号の口のやはり犯罪となつておるのであります。公然揭示することを扇動した者はどういうことになりますか。

○吉河政府委員 別に犯罪にはなりません。

○猪俣委員 そうするとこれを頒布することを扇動し、印刷することを扇動したらどうなりますか。

○吉河政府委員 別に暴力主義的な破壊活動の中には含まれておりません。

○猪俣委員 しからば公然揭示することとを教唆し、頒布することを教唆し、印刷することを教唆したらどうなりませうか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。刑法の適用がありまして、教唆犯の適用があるものと考えております。

○猪俣委員 そうすると教唆したというのと、扇動したというのとは、事実上非常に違つたことが出て来るのであります。どうもこの扇動の定義から教唆を区別することが私どもはつきりわからない。扇動も犯意を創造させるような大審院の説明になつてゐる。ただ中正の考え方を失はしめるということとがちよつと加つておるだけで、結局犯意のない者に犯意を越させる、つくりに出すという説明になつておるので、實際問題としては、今あなたの説明だと、公然揭示することを扇動しても罪にならないが、教唆したら罪になるといふ、有罪、無罪、きわどいところでわかれて来ると思ひますが、その意味から考へて教唆と扇動の区別、それをつきり説明してください。

○吉河政府委員 お答えいたします。ただいまお尋ねの公然揭示することを教唆する、あるいは頒布することを教唆する、これは刑法の一般規定の適用がありまして、教唆犯が成立する、刑法に規定しております。教唆犯は従属犯でございます。教唆を受けた者がその犯意をその教唆の結果新たに生じまして犯罪の実行行為をする。その場合に教唆が犯罪として成立することになるわけでございます。ここで問題になつておる教唆は、刑法一般原則の従属犯としての教唆の適用が問題にな

る、従ひましてただいま申し上げた通り、教唆を受けた者が実行正犯として犯罪を実行しなければならぬ関係になつておる次第でございます。扇動はただいま申し上げた通り、不特定または多数の者に対してその行為自体、決意を創造させるか、または既存の決意を強固ならしめるような刺激を與える行為でありまして、これを受けた者、扇動された者が犯罪を実行するといふことを問わないのでございませう。独立犯として本法案では規定してある次第でございます。

〔綴治委員長代理退席、委員長着席〕

○猪俣委員 私は異論がありますが、議論はやめて、お聞きだけいたします。教唆しても相手が教唆に乗らない場合でも独立犯としてこれは処罰されているのであります。教唆しても相手がそれに乗らない場合には、刑法の大家であります泉三新熊氏の説明によると、これは一種の不能犯だ、こういう説明をされてゐる。しかるに不能犯のような説明をしてゐる学者があるものを処罰するといふことは、第一これはナチス擴張正犯論が背景にあると私どもは考へるゆゑんであります。そこである正犯が、実行に着手してこれを遂げなかつたものは未遂罪として、未遂罪は各論におきまして特に未遂を処罰するといふ規定が置かれな

場合には処罰されないものであります。まあ教唆したけれども、相手がこれに応じない場合には、不能犯までに考えないでも、一種の未遂みたいなものだと思ふのであります。そこでたとへば竊據罪を考へてみましても、竊據罪の未遂は処罰してない。未遂というのは申すまでもなく実行に着手して遂げなかつた、しかも竊據未遂も中止未遂もこれは論じないのであります。そうするとある竊據罪を起そうという連中が、何か障害のために遂げなかつたという場合でも、これは罰せられない。竊據罪は未遂罪はございませんから罰せられない。しかるに教唆したということだけでこれが処罰せられるということ、私は、私は刑の均衡を破つておるものだと思ふのであります。ただ人が応ずるか応じないかわからぬ、教唆したというだけでそれで独立犯として処罰するわけでありませう。實際竊據をやろうといふ者が何か障害にぶつかつて、実行に着手しようと思つたけれども、遂げなかつたといふだけで無罪ということになりますと、はなはだ刑の均衡を破つてゐる。それでですからこの前も言つたのですが、昭和二年に司法省刑法改正予備草案の二十七條では、やはり教唆の独立を認めてゐるけれども、未遂犯を罰せざる罪においてはこの限りにあらずといふことをつけ加へることを忘れない、ところが本法におきましては未遂罪のないところのものに對しては教唆だけを処罰する規定を置いてゐる。私が拾つてみただけでも、この條文において未遂を処罰してないのは七十八條、七十九條、九十五條、百六條、百十七條これはいずれも未遂罪を処罰してありません。しかるに本法においては教唆、未遂を全部独立罪として処罰してゐる。これは私は刑の均衡を失したものだと思ひますが、それに対してどういふ御意見がありますか。

○關政府委員 お答えいたします。改正刑法修正案におきまして教唆犯を独立犯罪として規定する場合に未遂を犯罪として規定するにとどめてあるということもよく承知してはいる次第であります。本法におきましてはなるほどお尋ねの通り未遂罪を処罰してはいないものにつきましても、それらについての教唆を独立罪として規定しているのではありません。その中で騒擾の罪につきましても百七條に「暴行又は脅迫ヲ為ス為メ多衆聚合シ」云々という規定がありましてこれは騒擾の既遂行為の前の段階の規定であるのであります。これはまた別個の角度からこの百七條を検討しなければならぬものと私は考へておるものであります。終戦後の立法におきましては、終戦後のあるいは教唆というふうなものを一つの独立罪として規定したておるのであります。これらの立法例並びにこの種の行為の危険性を現行の事態から考へまして、公共の安全を確保するためにはぜひこの程度のものは新たに犯罪として処罰するということが必要と考へまして、規定いたしました次第であります。

○猪俣委員 危険性からいへば自分からやろうというのによつて危険です。人にやれというよりも自分からやろうと思つて着手したんだけれども遂げなかつた。障害にぶつかつて遂げなかつたというのは無罪なんです。しかるにやれと言つた者だけ処罰されるといふことは、あなた方がどう説明なさつても刑の権衡が失していると思ふ。一等危険なのは実行やるやつで、そのかすやつはその者がやるのかやらぬのかまゝでばくちのようなもので、實際やるかどうかかわらないという状態です。やろうと決意したほど危険なやつはない。あなた方は実行をやらうとして、しかも何か障害にぶつかつてやになつたものを無罪にしやうとする、そのかすやつを有罪にしやうとしている。そこにおいてこの法案は何をねらつておられるのかということに私も疑問を持つてゐるが、それは意見になりますので、私はしつて答弁いたしたくありません。今この点について政府から発言を求めております。關政府委員。

○關政府委員 なおお答えいたします。今の点につきましては、この法案におきまして現下の事態にかんがみまして新たに危険なる行為、これを防止し、犯罪として処罰する。危険なる行為として取上げたのは第三條第一項のたとへば二号において予備、陰謀、教唆、扇動というふうに掲げてあるわけでありまして、そこで予備と申しますのは、実行の着手の前の段階で犯罪の実行を目的とする一切の行為を含むわけでありまして、そういたしますと未遂の行為はこの予備が新たに犯罪として規定してございますから、未遂の段階の行為はすべて予備を伴つて、予備の段階を経て未遂の段階に到達するものであると私も考へるわけでありまして、かような次第でありまして、この法案は現下の事態にかんがみまして予備、陰謀、扇動、こういふ本犯の実行の着手の前に危険なる行為を取上げておられますから、お尋ねのような点もこの法案全体のシステムといたしましては合理的に解釈できるものであると私も考へてゐるものであります。

○猪俣委員 それから今度第七條に關しまして、第七條を見ますと「暴力主義的破壊活動が行われた日以後当該団体の役員又は構成員であつた者は、これはできない」といふことになっておりますが、この特審局の説明書を見ますと、ただ構成員や役員がこれ／＼の活動ができないだけであつて、団体そのものは存在しているのだという説明になつておられますが、そうするとたとえば、これは共産党諸君には悪いが、日本共産党というものは解散を命ぜられた。ところがその役員、構成員は活動はできなくなるが、団体としては残つてゐる、解散命令じやないということとを相当詳しく説明なさつてゐるやうである。そうすると日本共産党という名前には存在し、その団体はある。そこでその構成員でもない、共産黨員でもない、役員でもないかつた者が日本共産党という名前を新聞を發行する、あるいは何か活動をやるといふことは、それはさしつかえないのでありますかどうか。

○關政府委員 お答えいたします。第七條の解釈はお尋ねの通りの解釈と私も考へてゐるわけでありまして、この第七條におきまして、第六條の解散の効果も第七條の範圍にとめましたのは、過去の治安立法であるとか、あるいは外国の事例なども検討いたしました。最小限度に、合理的な程度におきまして、人権を尊重する意味合いにおきまして、最小限度——破壊活動をした、それから決定が効力を生じたその日から構成員、役員だけの活動を制限する、それ以外の場合には制限をしない、これがやはり人権を尊重する最小限度のラインである、さうに考へてゐるわけでありまして、従いましてお尋ねのごとくその役員、構成員は全然ほかの他の人々がその日本共産党という名前を、あるいはやりますならば、これは別の問題に相なるわけでありまして、但し元の第七條の活動の制限を受けること、構成員、構成員と共に同じ協力してやりますならば、刑法の共犯の關係がそこに成立するものであると考へるのであります。

○猪俣委員 今度は十五條についてこの「提出された証拠があつても、審理官が不必要と認めるものは、取り調べることを要しない。但し、審理官は、当該団体の公正且十分な審理を受ける権利を不当に制限するやうなことがあつてはならない。」と規定がありまして、審理官が、何らかの事情から公正かつ十分な審理を受ける権利を不当に制限するやうな状態でこの証拠を取上げない、取調べないということが起つた場合に、その審理の効力はどうか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

○關政府委員 お答えいたします。この規定を濫用いたしまして、相手方の正当な意見、弁解を不当に制限した場合に、それは違法な措置となる。「不必要」といふ言葉をこの法文で使つておきますので、審理官が非常にかつてな解釈をするやうに誤解を受けるのでございまして、この言葉は民事訴訟法第二百五十九條の言葉を採用したのでございまして、この法文の一項と二項とを相関連して考へますと、不必要として制限を受ける場合は、大体次の三つの場合であらうと考へておるわけでございます。すなわち、第一として、立証の趣旨がまつたく不明なもので、第二として

れたものでなければ公安審査委員会に送り込めない。かつてに隠した証拠でもつてばつと決定する、あるいはその証拠をばつと出して決定にしようというものはできない建前になっているわけであります。しこうして第二十条の四項によりまして、当該団体は委員会に対し意見を提出することとができることになっております。この意見書と申しますのは、処分請求書でこれ／＼の請求をする、そして公安調査庁の審理官によつて各種の調査がありまして、あるいは先ほどお尋ねの第十五條について証拠を採用しなかつたというようなことが、ずつと全部過去の事実となつて出るわけであります。さういふことも一切含めて意見書をここに書き得るわけであります。意見書の内容といたしまして、これ／＼の証拠があつたが採用しなかつた、あるいはこれ／＼の証拠があるというふうに書きまして、その内容として証拠を援用して意見書をつくつて提出することができるとある、かように考へていられるわけであります。

○猪俣委員 意見書の中にこういう新しい証拠が見つかったということを書いて出す。そうすると、それをやはり一種の証拠として公安審査委員会では取扱うわけでしょうか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。公安審査委員会に対しまして、証拠の取調への請求はできないことになつております。ただいまのような場合におきまして、公安審査委員会が事実の内容を決定する重大な証拠を、公安調査庁において審理しなかつたというやうな心証に到達する場合は、これは事実の運命に関する決定がなされたと考えております。

○猪俣委員 こういう立て方はやむを得ざる立て方だと思ひますけれども、普通の訴訟形態からすると逆になつておつて、普通は裁判のところにあらゆる証拠が出されるようになってゐる。ところが本法によると、普通の訴訟から行けば検察庁に当るやうな公安調査庁長官のところへ証拠でも何でも全部出してしまつて、そこで口頭弁論みたいなことをやつていただき、審判官のところは書面審理になつてしまふ。これはどうも逆だと思ひます。一種の審判ならば、相当裁判制度というものを取入れないと、ただ輿論をごまかすために別な機関でやるぞという体裁だけでつくつたという非難があるのです。あることがどうも弁明できないやうなことが起る。この規定を見ますと、口頭弁論主義は公安調査庁で行われておつて、実際の審査委員会ではまったく行われぬ、これはごまかしだ、こんなことでは権利の擁護にならぬ、裁判所の審理がよろしいという議論も出て来ると思ふのですが、どういふわけ

でこゝろに逆進したいになつたわけですか。公安調査庁で弁論主義をとる、公安審査委員会では逆に書面審理になつてしまつた。これはどこにその理由があるわけですか。

○吉河政府委員 お答えいたします。お尋ねの点につきましては、従来もしばしば御質問を受けましてお答えいたしました点であります。あらためて政府の考へておりますところをお答えいたそうと思ひます。団体規制の事務は、すなわち内閣が全責任を持つて処理すべき行政事務と考へてゐるわけであります。しかしてこの行政処分を行うにあたりましては、行政的処分であり得るからして、司法裁判所のごとき構成をとることは必要ではないのであります。事実の真実が即ちこれに構成いたします。適正公平に事件が運ぶやうに構成いたしますならば、憲法の線に合致するものと考へるものであります。しかばどういふやうな構成をとるの憲法の線に合致するかという問題であります。これにつきましては次の三つの條件が必要と私どもは考へてゐるわけであります。第一には、団体に対して不利益処分を與ふるその以前に団体の意見、弁解を十分に聞くこと、証拠の提出をなすに十分な機会を與へることであります。第二におきましては、かような意見、弁解並びに証拠の提出が公正に行われることが要件と考へてゐるわけであります。第三といたしましては、この行政処分の適法、不適法につきまして、すべて裁判所に訴へることを規定する。この三つの條件が行政処分を行うにあたりましての憲法に合致する條件であると私どもは考へてゐるわけ

であります。つきまして、この団体規制の処分を行うことは、先ほど申し上げましたごとく純然たる行政的な事務であり、行政上の処分でありまして、次に、しからば今申し上げたやうな條件の線に乗せてこの行政処分を行うに、まず機関の構成をどうしたらよろしいかというやうなことが問題と相なるのであります。終戦後各種の行政処分に關する立法例が多々できておるのであります。それらの規定はおおむね調査する機関と決定する機関とが同一なのが原則であります。自分のところ調査して自分のところで決定をする、それでその決定に対して不服ある者は裁判所に訴へるというのが原則であるのであります。ところでいろいろ考へてまいりました、この団体規制の事務の重要性にかんがみまして、まず公正を期する意味におきまして調査する機関と決定する機関とをわけ、そして民主主義の原則によつてこの重要な行政処分を行うことが最も憲法の線に沿ひ妥當であると考へまして、公安調査庁と公安審査委員会の二つの機関を設けまして、相對峙して不告不理の原則をそこに確立し、権限の集中することとを避けたのであります。さ

まして、次の問題といたしましては、政府においては行政機構簡素化という線を強く打出してゐるのであります。他の役所におきましては人員を減らし、あるいは部局を減らすというやうな事態があるのではありませんから、できるだけこの線に沿つて二つの機関を構成するというのが次の段階の行政になるわけであります。そこでこれらの点を考へてまいりました、さきの

三つの條件を果すために、第一におきましては、公安調査庁におきましては、第十條以下の規定によつて、当該団体に対し十分な意見、弁解をなす機会を與へ、また十分に証拠を出す機会を與へ、団体の権利の保護に十分なる道を開いたのであります。かやうな次第でありまして、すでにこの段階におきまして、行政処分の事前措置としての適法な合理的な道はすべて十分に盡されておると考へておるのであります。それ以上さらに重ねて小さい審査委員会におきましてかやうな事務を繰返すことは必要もなく、また當を得ない、かように考へましてこゝういふやうなシステムをとつて規定いたしましたのであります。

○猪俣委員 その次に二十六條であります。公安調査官は、この法律による規制に關し、必要な調査をするこゝとができる。とありますが、この調査の手段は二十條以下にのつとてやるのであります。二十條以外に、自由かつてに調査権といふものを持つてゐるものであります。

○吉河政府委員 お答えいたします。二十條以下の規定は、二十六條のうちの一部と申しますか、あるいは特別な事例と申しますか、あるいは特別に考へべきものと思ふのであります。二十六條は、二十七條ないし二十九條等と、ほかに任意の方法によつて調査いたすわけであります。この調査につきましては、ここに書いてある通り全然強制的なものではなく、またたくの任意のもので、相手方の承諾を要する、あるいは相手方の承諾とかさういふことに全然關係のない方法によつていたすのであります。これにつきまして

も厳格なる準則をつくりまして調査の事務を遂行させたいと考えておる次第であります。

○猪俣委員 そうすると、この二十六條の「調査」というのは、自由無碍にできるものだというような御説明で、そうしてまた強制権はないのだと言うのでありますが、調査をしに来た者に対して調査を拒む——たとえば労働組合など調査に来た者に、何しに来た、帰つてしまえというような乱暴な言葉を使つて追返してしまふ場合は、これは公務執行妨害になるのですか、ならぬのですか。

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねのような場合におきましては、決して公務執行妨害罪は成立しないものと考へております。

○猪俣委員 そうすると、二十六條の公安調査官の調査に應じないことも自由であるし、それを拒むことも自由であるし、退去を命ずることも自由であつて、公務執行妨害罪にははまらぬと理解してよろしいですね。私の質問はこれで一旦やめておきます。

○佐瀬委員長 佐竹晴記君。

○佐竹(晴)委員 私はこの際刑政長官にただしておきたいのは、過般のメーデーにおける宮城外苑の騒擾事件と本法案との關係についてであります。承るところによれば、政府としても、輿論としても、今回の騒擾事件にかんがみて本案を急速に成立せしめなければならぬと考へるようになり、輿論のごときは、すでにある程度の修正もやむを得ないとなつていたものが、急転して無修正で押し通そうとする線が出てくるに聞かれます。政府といはしましてはこの新事態と本法案との

關係についてどう考へになつてゐるか、これを承りたいと思へます。

○清原政府委員 本法案の成立につきましては、先般のメーデー当日の事件に關係なしに、かねてからぜひ成立を希望しておつたのであります。

○佐竹(晴)委員 今回のメーデーに關係する騒擾事件の取締りについては、現行法ではどこにいかなる欠点があつて、本破防法の成立を見なければ、それがいかに補われぬのか、これを私は具体的に示されたいと思ひます。ただいま刑政長官は、本法案とメーデー關係の騒擾事件との間には何の關係もなく、前からこの法案の成立を急いでおる、早く成立せしめたいといふことをいねがうておる旨の答弁がありましたが、しかし政府においては、もうすでに今回の事態にかんがみて、急速にこの法案を成立せしめてもらなければ、不十分であるといふことをおつしやつておるのであります。率直にさうだといひますならば、このメーデー關係の騒擾事件等を取締るについて、現行法では不十分であるのかどうか、どこに欠点があるのか、本法案を成立せしめなければそれが補ふことができないものであるかどうか、これはぜひともお示しを願ひたいと思ひます。

○清原政府委員 お答え申し上げます。メーデー当日における騒擾事件につきましては、目下東京地方検察庁において鋭意捜査中でございます。いまだ事案の真相を十分報告を受けておりませんから、本法案と騒擾事件との具體的關係、あるいは当日の騒擾事件について従来の刑法はいかなる欠陥を持つてゐるかということについて、詳

細申し上げる段階に達しておりませんが、ただ騒擾事件自体について抽象的に申し上げれば、騒擾事件は現行刑法百六條によりますれば、その扇動とか何とかにつきますれば、規定を欠いておることを申し上げたいと思ひます。

○佐竹(晴)委員 政府はまことにうかつであると思ひます。まづたく責任を解してないかのごとき答弁を承ることは、はなはだ遺憾であります。今回のごとき事件は、破防法がすでに成立してゐたといひましたし、必ず起つたに相違ないでありました。しこうしてすでに惹起した事件については、当局は遺憾なくその取締りを行つており、また行動を起した者に対する検挙に全能力を発揮したしておるのであります。それで十分ではないでありました。か。かりに本破防法がすでに成立してゐたといひましたし、まづその機能が発動するのは団体に対する規制でありました。今回のメーデー事件については、すでに法務総裁が説明したとおりですが、ごとき、総評主催のメーデーは無事に終了いたしました。日比谷で解散をしてゐる。事件はその後に起つたことである。しかもその行動は都学連と一部労働者であつて、組織労働者ではない、かようにおつた席において答弁をなさつてゐる。従つて組織的な労働者に対する——さういふた団体に対する規制の対象となる大したものではないことをおつしやつてゐる。ついで刑罰規定は刑法の補

整であることがしばしば、ここで説明せられておる通りでありまして、本件のメーデー事件にこの補整された規定を持つて行かなければ治まりがつかないというものは少しもございせん。最

も問題になつてゐるのは扇動の規定でございますが、すでにその扇動を罰するといふ規定が成立しておつたといひました。今回の事件にそれが何ほどの役立ちになるであらうまいか。あるいは言うかも知れませんが、もしこの扇動を罰する規定がなかつたならば、神宮外苑その他で宮城広場に集まれといつて扇動した者が取締るのに都合が悪かつた、それがあればたいへん都合がよかつたと言ふかも知れませんが、しかしこの扇動の規定がなくとも、すでに刑法騒擾の規定を適用いたしまして、どうも現実には検査をなさつてゐる、かように考へて参ります。

○佐竹(晴)委員 今回のメーデー事件が起つたから破防法を早急に成立せしめなければならぬといふか、あるいは扇動などという文句も修正なしに押し通さなければならぬなどといふことは、まづた皮相な見解であります。冷静を欠いてゐる妄論と言わなければなりません。かようにある事件が起ると、たちまちこれに便乗したとして、その空気が押し通そうとするやうなことで、百年の大計たる国家治安方策を確立したことは、とうてい期し得られせん。そんなことだといひます。と、政府がいかに口をすつぱくいたしまして、この法案が決して正常の言論や組合活動を抑制しようとするものではないと弁解をしてみたところで、今に何か一つかゝつた事件が起つたならば、すぐぐらつて、その空気に押されて不当に法の拡張解釈をして不法の彈圧に出るに相違ない。さらにまたたまたま法律改正案を出して不法弾圧に出て来るに相違ないといふ危機が一層濃厚に起つて参るであらう。本法

案のごときはさういつた具體的に起るところの事案はどうであらうとも、こゝにいつたことによつて微動もされる法案ではないと思ひます。信念をもつて提出し、信念をもつて審議しなければならぬ事項である。従ひまして今日少々を急ぐのだと言つてみたから、この成立を修正に決した重要な部分も修正なしに押し通そうとするなど、これはまづたく輕率妄動であります。政府といひましたし、すでに法務総裁は当席において先ほど申し上げましたごとく相當の事件に立ち入つての見解を述べておる。政府といひましたし、これについてはつきりしたところのお考へがなければならぬと存じます。いま一つ、この際さういふいつた法案に對して、こゝにさういふ事件のためにとかくといふ、考へるなどといふことは、まづたくの無用のことであり、かえつて有害なことであることとを政府としてはお考へにならないで、ありまじやうか、承つておきたいと存じます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。御承知の通りと存するのでありますが、この法案は五月一日の騒擾勃発前政府において立案決定いたしました。国会の御審議を仰いでおる次第であります。法案の審議中にかゝる事件の起つたことをきかめて遺憾とするものであります。この法案は御審議を願つております。この法案で取締るやうな企圖をもつて立案されたものではないのであります。この法案のねらいは政治目的をもつて騒擾を行うやうな団体を規制しようといふところ

にあるのでございまして、これに必要な罰則を補整したのであります。また五月一日の騒擾事件の具体的内容につきましては、刑事事件としては東京地方検察庁で目下警視庁とともに鋭意捜査中でありまして、近日中にもその具体的な内容は明らかにされるものと考えます。背後団体の活動としてなされた点があるかないか、あるいはこの騒擾に關して政治目的をもつて扇動したものがあるかないかという点について、近く明らかにすると考えております。

○佐竹(晴)委員 第一條についてお尋ねしたいと思ひます。第一條には「この法律は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、かかる破壊活動に關する刑罰規定を補整し、もつて、公共の安全の確保に資することを目的とする。」とございまして、この「団体の活動として」という文句は、その前段の行政的規制だけに關するものであります。それとも後段の刑罰規定にもかかるものでございませうか。過日來の政府説明では、本法案はある団体の役員、構成員等が団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた際、その団体に対して行政的規制を加えることの必要なことを強調するとともに、他面刑罰については団体と關係なしに個人を対象とするものであることを明らかにされました。しかしその刑罰は行政措置の條件と同様に団体としての破壊活動のあつたことを前提とし、その団体活動をした役員である個人を罰する趣旨でございませうか、それとも団体の存在やその団体のための行動に限らず、また役員たる

るといふことを問はず、広く暴力主義的破壊活動を行うものには、すべての法律を適用する、この罰則を適用する精神でありませうか、いまだこれは明らかにされてないかと考えますので、明示を願ひたいと存じます。

○關政府委員 お答えいたします。この「団体の活動として」という修飾語は、「団体に対する必要な規制措置」だけにかかるとはございまして、「刑罰規定」にはかかつていないのであります。従ひまして三十七條より四十條までの罰則は、暴力主義的破壊活動をした個人に対する科する規定であります。なおこれにつきましては、第三條の一項の一号、二号のこの各号の行為であります。これらはすべて刑法に規定されてありまして、これは団体の活動としてなされた場合も、あるいはそうでない場合も、一律に刑法の條文に従つて処罰しておるのであります。これらとの關係にかんがみまして、この法律におきまして補整した部分をその既成類型の元の形と同じように扱うのが、立法上妥當であると考へて、かような措置をとつた次第であります。

○佐竹(晴)委員 第一條には「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行つた団体」云々と言ひ、次いで「かかる破壊活動に關する刑罰規定を補整し」云々とございまして、この「かかる破壊活動」とは、団体の活動としての破壊活動という意味を持つておるものと解するはかたがございませう。従つて団体として破壊活動をした役員が構成員だけを罰する趣旨であつて、団体に關係なしに、個人的な破壊活動をした者を取締る規定とは見られないのであり

ますが、文理解釈上どうでありませう。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。まことに表現が不手ぎわな点があるものでありますが、ここで「かかる破壊活動」とうたいましたのは、暴力主義的破壊活動という言葉を二度繰返すことは條文立案上きつめて煩瑣であるという心配もありませんので「暴力主義的破壊活動」だけを受けまして「かかる破壊活動」としたのでございませう。これは含まれていないのでございませう。

○佐竹(晴)委員 本委員会が始まつて以來、法務總裁並びに政府委員は口をきわめて本法案は団体として破壊活動を対象とするものであることを強調なさひまして、かつ行政的規定と刑罰規定との間に均衡を失するやうな區別は何らこれを示さなかつたのであります。そこで団体活動としての破壊活動のみを罰する趣旨であると理解せざるを得なかつたのみでなく、去月二十六日、本委員会における私の質疑に際して、天皇制の廢止を叫んで演説を開いた者があつたとする、この場合にたゞ、これに反對する者があつて、亂闘となつて暴動化したとしたならば、本法案三條に該當するかと問ひに對して、特審局長は、御質問のような偶発的事態として騒擾が起きたという場合においては、団体の活動とは認められませうので、該當しないと信じます、と述べておられますが、これら政府の説明はお間違ひでございませうか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。私の言葉が足りないのでおしかり

を受けた次第であります。先般お答えいたしましたのは、団体を規制する原因とはなり得ないという意味におい

て、お答えしたつもりでございませう。

○佐竹(晴)委員 先般私が尋ねしたのは、刑罰に關係することのみについてお尋ねをし、すなわち天皇制の廢止を叫んで演説を開いて、騒擾、暴動が起つたとき、そこでこの問題について、これが結局第三條に言うところの破壊的暴力主義的行動となり、それがひいて刑罰に處せられるのかという趣旨をお聞きしたものであります。あるいは私の問ひの趣旨が徹底いたしておらなかつたかも知れませんが、ただいまの御説明の通りといたしますならば、この点は前から私も明確にされていなくてはならなかつたと私は考へます。私はさらに進んで、いわゆる団体とは何か、これはもうたびたび承つたのでありますが、ここに若干の質疑をいたしておきたいと存じます。多数人の継続的結合体または連合体という、その継続的結合体とはどういふことでございませうか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。継続的結合体とは、団体自体相当期間団体として存続するものでなければならぬという意味で、継続的という言葉を使つたのであります。一時的な集會というやうなものとは區別するべきものである。団体が一つの結合体として相当期間社会的に存続することが必要である。そういう団体の意思として、そういうことが主観的にも認められなければならない。現実にはそれは何年存続しなければならぬかという問題ではないのでございまして、団体それ自体につきまして、相当期間社会的に

存続するといふことが認められなければならない、こゝういふ意味でうたつたのでございませう。

○佐竹(晴)委員 そういたしますと、米の統制撤廃に反對いたしまして、国民大会を開くといひます。しこしこしてそこに各種の団体が集まつて連合体をつくつた。そういうものでなしに、個々ばらばらの市民が集まつてそこに結集をした。そしてそこには米の統制撤廃反對期成同盟会といふたやうなもの、そのときできたといひます。しこしこしてその団体は、農林省へ押しかけて暴動を働いたといひます。しかしそれらの人々の間には何ら役員その他をつくることなく、その日もつて解散をいたしたといひます。今日の暴力行為、騒擾行為といふものについては、何ら本法の適用を受けない性質のものでございませうか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。たへんデリケートな設例でございませうが、この法案におきましては、団体とはこれを構成する個人の意思とは離れて、団体としての意思を決定して、その意思に基いて行動をするといふものでなければならぬ。個人が一つの目的のために集まつたにしても、そこに団体としての意思決定をするやうな態勢が整わないのは、団体とは認められないといふやうに考へております。たとえばお尋ねの期成同盟会といふものが、その実体の内容におきまして、共同の団体としての意思決定をなし得る態勢を持たないといふものでありますれば、それは団体ではない、団体名を仮称した群衆とか、一時の集會といふ

ものにすぎないものと考える次第でございます。

○佐竹(晴)委員 いわゆる継続的というものは、そうした意味であつて、にわかづくりの団体等はいわゆる団体ではない、その団体の威力を發揮して、あるいは騒擾を起し、殺人をやリ、電車、汽車を騒擾しても、本法案の適用を受けないものといひますと、巧妙な連中は、一時限りのそういう暴動のみを目的とする団体等によつて、こういう法規の適用を免れ、所期の目的を達しようとするものが生れて来るではないかと存じますが、かような場合にはいかがでありましょうか。

○吉河政府委員 ただいまのお尋ねのものに對しては行政上の規制処分をかける必要はないと考えております。かようなものに對しましては、その個人の犯罪につきまして司法処分をもつて足るものと考えております。

○佐竹(晴)委員 メーデーのごときはどうでございましょう。メーデーを構成いたしますという／＼な団体がございす。あるいは全官公労組もあれば、日教組もあり、繊維、金属、私鉄、その他／＼な労働団体がある。ところがこの法規では、そういう団体の連合体がまた団体だということになつております。そうすると、これらの労働団体は永続性を持つております。しかしメーデーは一日限りであります。いわゆる連合体というものは、こういう一日限りのメーデーでも、永続的な各個の団体が寄り集まつて参加いたしました場合には、総評主催のものにおける一個のメーデーとして、いわゆる団体の行動としてそのメーデーの指揮者その他が、本法案におけると

こゝの騒擾とかその他の刑事上の案件について、本法案によつて取締りを受けるものか、それともメーデーというものは一切本法案におけるところの団体ではない、單なる刑法の制裁を受けるにすぎない、こういうのでございましょうか。

○關政府委員 お答えいたします。メーデーを主催するある団体を想定してみますと、これはこの法案に言う特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合に當るか、あるいはその連合体に當るか、かような御質問と存ずるのであります。これもなか／＼デリケートな問題かと存するのであります。その前に、本年度のメーデーを實行するという目的がそこにあるのでありまして、そのもとに多数の者が集まつて、二月前、一月前にそこで各種の団体から代表者が集まつて、メーデーを遂行するという共同の目的が設定されるわけでありまして、そうしてそこに各種の団体が集まりまして、事前に相当長期間にわたりまして／＼な打合せをいたしまして、行事をなし、そしてその最後にまた各種の跡始末の問題も出て来て終結する。かような経過をたどるものと仮定いたして考えてみますと、やはり一応のところは、これもその特定のメーデーときわめてその結合の程度はゆるやかではあります。さうな段階のものにはやはり一応団体というふうな認められるものではないかというふうな考えているわけでございます。

○佐竹(晴)委員 特審局長の御答弁と食い違つたように思いますが、それだといひますと、米の統制撤廃反対運動等についても、集まるといつたつてその日に号令してその日に集まるものではないのです。これはやはりボスターもはりますし、それは何日どこでと場所もきめなければなりません。協議も行うでしょう。そういうことではメーデーも一つの団体だとおつしやるならば、先ほど言つたところの米の統制撤廃反対の運動をするところの集會もやはり団体だといふことになるのじやないかと思ひますが、ひとつ御解釈を御統一なさつたらいかがでございましょう。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。先ほど米の統制撤廃期成同盟會の御質問がございましたが、設例の点につきましては偶然に個々の市民がこの大會に集まつたという御設例でございしたので、答へいたしますが、もしこういう期成同盟の大會を準備し、これを推進するといふような主催団体がその背後に結成されておるような場合におきましては、それは団体として認められる場合が多い。むしろ団体として認めるべきではないかと考えておる次第でございます。

○佐竹(晴)委員 ある団体の役員が正規の機関にはからないで、しかも団体の名義を用いて構成員を動員して、かつて行つた行動は、いわゆる団体としての活動といふことができませんか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。御質問のような場合は団体の活動とは認められないものと考えております。

あとがやつかいであるといふので、その役員が個人として実行いたしました場合、これはその事実が明らかになつたといひますならば、団体の活動として見るべきでございましょうか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。団体としての意思決定がなされた以上、それが偽装された場合といふのを問ひません。やはり団体の意思決定に基いて行われた役員、構成員の行為は、団体の活動と認められるものと考えております。

○佐竹(晴)委員 過日米説明を承つておりますと、具体的事実については、客觀的にたれが見てもそれは団体の行動と見られるような状態のものならば、団体の行動と見られるのだという趣旨の御説明であつたように私は理解いたしておりました。もし団体の構成員が団体の機関の意思に反して行動した、しかし客觀的行動においてはまたたき団体の活動と見るほかにない状況でございした場合に、それを団体の行動と見られるのであるかどうか、それを確めておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。御質問のような場合は、団体の活動とは認められないものと考えております。

○佐竹(晴)委員 第二條についてお尋ねいたしましたのでございますが、法務省は思想を取締る考へはない、ただた暴力の破壊活動のみを罰するのだ、かようにおつしやつたのであります。ところが第二條には思想、學問の自由等を不当に制限するやうなことがあつてはならぬとございします。従ひまして正当な制限は加へることができると反面解釈をすることができま。正当であれば思想を制限することもでき

とと解釈しなければなりません、この不当の制限ができないのは當然のことであつて、これを書いても言かぬでも同じではないかという見解が過般來すで出ております。また正当な制限といふならば、その正当な制限とは一体どのようなものであるか、すなわち不当な制限のできないのは當然であつて、これは書かぬでもよいじやないか、いま一つは正当な制限ならでさういふなら正当な制限とは一体どのようなものであるか、これをお示し願ひたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。第二條は單なる訓示規定にとどまるものでありますならば、これはまつたく念のための規定でありまして、お尋ねの通り響く必要はないのであります。しかしながら私どもとしては、この法案の重要性にかんがみまして、この二條は單なる訓示規定ではないのでございまして、もし規制及び規制のための調査が必要かつ相当な限度を越えたことになりますれば、それは第二條違反でありまして、訴訟によつて争ひ得る問題であると考えておるわけでありま。第二條は法案全体にかぶる重要な規定と私どもは考えておるわけでありま。第二條の精神はさうであるが、さて正当ならば制限をし得るかという問題であります。これは要するに制限の方から考へてみますと、本法の條件に合し、本法の規制する手続によつてこれを制限する、こ

ういふことにはかならないと思ひます。○佐竹(晴)委員 憲法十三條に、あります「すべての國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求

る」とありますが、生命、自由及び幸福追求

に對する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。」とありますが、この公共の福祉に反する場合に、個人の自由を制限することができ、それが正当の制限であるという趣旨ではないのであります。

○關政府委員 お答えいたします。問題を憲法の線に乗せて考えますならば、さようなことに相なると思ふのであります。この法律の線に即して考えますと、第二條は「目的を達成するために必要且つ相當な限度においてのみ行ふべきであつて、」かように書きまして、この法律において制限し得るのは、この法律に規定する條件とその手続に従つてのみ制限し得る、かようなふうに考へてゐるわけでありませう。そのことがすなわち憲法の公共の福祉との調整の線である、かように考える次第であります。

○佐竹晴委員 私の主としてお尋ねいたしておるのはそういう手続によつて適當になされた結論というのでなしに、その結論が出て来る根拠となるべき正當なる理由というものをお尋ねいたしたかったのであります。それがたゞいま關政府委員のお答えによりまして、公共の福祉が基本になるといふことを承つたのであります。さてしからば、この公共の福祉が一体どのようなものであるか。これはさうに簡單に固定的に不動のものではないと思ひます。独占資本主義時代における反動、獨善政府のもとにおいては、一般勤勞大衆の自由と幸福とを犠牲にいたしまして、金融資本や大産業資本擁

護の立法、その他國政を借しげもなく遂行してあります。このあり方はそれらの人から見れば公共の福祉とお考えになつてゐるであらう。ごらん下さい。大衆は住むに家なく、せめてひびを曲げるに足るところの住家をつくりたいと念願をいたしまして、せつかく設けられた住宅公庫に飛び込んで参りました。抽籤でないに當らないという状態で、しかもなか／＼これが當らない。ところが他方鉄筋コンクリートの大ビルディングは至るところにそびえ立つてあります。政府や物持ちの側から見れば、それが公共の福祉でありませう。かつて池田大蔵大臣は、白い御飯は金持が食うものだ、貧乏人は麦めしを食つておれとおつしやつたのであります。しこうして時の政治勢力は米の統制撤廃をして、金持に白い御飯の食ひほうだいということにしようとした。なるほど大蔵大臣や金持からごらんになれば、貧乏人には麦めしばかり食わせておいて、自分たちだけは自由に白い御飯を食はうだといふことが、それらの社会の人にとつてまことに幸福でありませう。その社会の福祉には相違ございせん。しかし一般勤勞大衆は泣いて

と、ところが、これを少し場所をかね、立場をかえて考へてみまするのに、英國はどうでありませう。労働党が政局を担当いたしておりましたところは、目の悪い者にはめがね、齒のない者には入れ歯、これを全額國庫負担でやるといつたぐあい、國民大衆の生活安定のための社会保障制度を中心にして國政を運用いたしておりました。ここに公共の福祉が存在するといつたして

つたのであります。かように公共の福祉と申しましたも、時と所と立場を異にいたしましたとき、必ずしもこれは一定不動のものではございせん。その解釈いかんではどうにもなりませう。だから、わが日本において、今日國民大衆が住居に事欠き、食物に困つてゐる時、住居を興えず、またもとも平等なるべき人間に食ひものの差別までつけまして、これが公共の福祉であるといつて、これに反對する言論をする者は公共の福祉を害するものだといつたして、逆にこれを押えることができるといふはさうなれば、これはゆゆしき問題であります。かようなありさまでありますから、今日ここに治安立法に際しまして、かくのごとき一人よがりの公共福祉の觀念に基いて、これに反する場合は憲法の保障する基本的人権でも制限ができることとしたならば、一体國民は何によつて個人の自由と幸福追求の權利を確保することができようか。

○佐藤達政府委員 お答え申し上げます。公共の福祉という觀念につきましては、掘り下げて考えればいろいろ、むずかしいことはあると存じますけれども、私の信じておりますところは、先ほども触れました通りに、貧富の差というものは全然眼中にない。人が生れながらの個人としてのその個人をつかまえて、それらの個人の集まつて形成されておる社会の福祉というふうにお考へておるわけでありませう。従ひまして、その社会の福祉という見地から、憲法で保障しておる基本的人権を制限することはできるかどうか。それについて、たゞいま鶴岡氏の意見を紹介なさつたわけでありませうが、さうな見解も、これは學術研究の自由でありますから、ありませうけれども、われ／＼としてはこの憲法の第三章に關しまして、たゞいまある條文にそういう字句がある、あるいはないといふもので、あるものについて許され、ないものについては制限が絶対に許されないといふものではないかと考へております。これはすでに言論の自由に關しまして、最高裁判所において判決がなされ、公共の福祉上やむを得ない制限はあり得ることを決定いたして

おりますし、またいろいろ過去の法律におきまして、たとえば言論あるいは表現關係におきましては、公職選挙法等による制限もあるわけでありませう。これらはやむを得ない限度における制限は認められておるものと考へざるを得ないと思つております。

○佐竹晴委員 遺憾ながら私どもによりどころをお與えいたさますだけの根拠をお示し願へませんことは、はなはだ物足りませぬ。しかし時間がございせんので、他日を期しまして、さらに質問を進めて参ります。

第二條第一項にいわゆる「不當に制限するやうなことがあつてはならない。」といふのは、第二條第二項に言うところの「正當な活動を制限し、又はこれに介入するやうなことがあつてはならない。」といふのと同じ趣旨でございませうか、それとも相違いたしたしょうか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。第二條はたゞいま他の政府委員からもお答え申し上げました通り、規制並びに規制のための調査の基準を規定したものでございまして、第一項は個人の立場からこれを規定してあります。第二項は団体活動の点からこれを規定しておるのでございまして、その根本の趣旨とするところは同一でございませう。

○佐竹晴委員 第三條關係及びこれと表裏をなします刑罰との關係も承つてみたいと思ひます。これは先ほど猪俣委員も述べられておりましたが、一面この行政的規制のために、第三條で、団体を中心としたします破壊活動を規制しておる。ところが刑罰の規定には、暴力主義的破壊活動などという

文字を抜きまして、先ほど仰せのごとく個人の行為を処罰する規定になつております。がしかしこの法案は一連の表裏をなす関係にあるとしか見られないので、猪俣君がおつしやつておりますごとく、これは何といつても団体規制を前提とし、そうしてその裏側からこれに反する者を罰する、こういう規定でなければならぬと理解できません。両者を切り離して別個に行政的措置に関する規定と、刑罰に関する規定とを截然区別をいたしまして、その他條件を別々に定めますならば、誤解を生ずることなしにのみ込みがつくのであります。私も偶然に先ほど猪俣君の質問いたしておりますのとやはり見るところをひとしくいたしまして、非常に不可解な点の多いことを感じました。冒頭に申し上げましたごとく、すでに第一條の規定から、その案をおつくりになつた方々は団体活動に関する行政的規制と刑罰に関する規定とを頭の中で非常に混同されておる。従つて非常に不可解な点がありますが、まず第三條について、この第三條の規定の内容を十分に理解するのでなければ、さらにまた刑罰に関する規定の内容を十分に理解することができませんので、私はこの両者に関して行政的規制に関する事項と刑罰事項、この両面にわたつての結論を得るに適當なる第三條の解釈をお願いいたしたいと考えます。

制度そのものの廃止を言うことであると説明をなさいました。そこで私は去月の二十六日に、先ほど申し上げましたごとく、質疑をいたしまして、天皇制廃止あるいは国会の二院制廃止を唱えて演説会を開いて、たま／＼反対者が出て騒動となつて暴動化したといつたようなときにどうかという点をお尋ねいたしました。これは特に刑罰に關係いたしてであります。もちろんその演説会が団体主催であつたならば、団体に對する規制の問題も起つて参りました。私が、私のここでお尋ねをいたしましたのは、主として刑罰に關係いたします点であつたのであります。ところが先ほど申し上げました通り、特審局長は偶発的な事件であるから、団体的行動とは言えないから本法案の適用はないとお答えになりました。そこで私はここでさらに聞いておきたいのは、天皇制廃止といつたような事項は、いわゆる國家統治の基本事項を破るものとして國家統治の對象となる事項であると考えられるかどうか。いま一つ偶発的な事件はすべて問題にならないと考えてよろしいのか、これを承つておきたいと思ひます。

○吉河府委員 お答えいたします。ただいまお尋ねの天皇制の廃止は、天皇は憲法に國民の象徴として規定されておられます。國家統治の基本組織の中に含まれるものと解釈いたしております。また第二の問題につきまして、天皇制の廃止を題目として演説会が開かれる。たま／＼そこに反対者が現われて騒動が起きたというような場合でございしますが、その騒動が暴動化した場合に、騒擾罪となる場合があるかもしれませんが、よもや内乱罪とはなるまいと考えておる次第でございます。内乱とは、國家の基本的な統治組織を不法に破壊する目的で暴動を起すということにあると考えております。たま／＼天皇制廃止というやうな問題についての演説会で騒動を起したというやうな場合におきましては、たま／＼その機会に行われたというのでありまして、内乱罪とはならないと考えております。

○佐竹(晴)委員 天皇制廃止というものがもし憲法に對する對象となつたといたしますと、あとはただいま御説明になりました偶発的に起つた問題について、偶発的であるから問題にならないかぬかというだけでございます。しかし偶発的であるからこれは問題にならないといふやうなことになるはずで、それは恐るべき結果を生ずるではないか、あるいは單なる騒擾事件になるか、あるいは單なる騒擾事件になるかといふことはしばらくおきまして、かりにある政治上的主張をするため演説会を開いたといひます。最初は暴力を振う考えはごうもなかつたといひます。ところがたま／＼反対者が出て参りまして騒動となつた。そこでこれを制止しなければ自分たちの政治的主張を貫徹することができないと考えて、やにわに偶然に殺意を生じましてその反対論者を切り殺したといひます。偶発的殺人であるから、そして本法にいうところの三十八條以下にいうところの「政治上的主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため殺人を犯した」といふことにならない、この御解釈になるでございましょうか。すなわちその場合に、最初

は自分たちの政治上的主義、主張、施策を推進する、あるいは支持し、反対するといふ——それは穩健に行くものと考えておつたが、それに対する反対者が出たからやにわに、偶然に、偶発的に殺意を生じた。よしおれたちの主張はこうやらなければならぬといふので反対者を片づけばから切つて殺したとする。これは偶然だから單なる刑法上の案件であつて三十八條に該當しない、かやうになつて参るものでございましょうか。

○關政府委員 お答えいたします。お尋ねのやうな場合におきましては、刑法第九十九條の規定のみが適用になる問題と思つております。本法の三十七條から三十八條、三十九條、四十條までの規定は、第三條第一項、一號のロと、二號のヌだけのことを規定いたしましたものでありまして、その他の規定は、ここに刑法の條文は掲げてあります。この既遂類型につきましては、すべて刑法の規定にのつとつて処罰するわけでありまして、決してここに掲げてあるやうな、刑法の各條項の特別な犯罪類型を、ここに規定しておるのではないのでありまして、要するに基本の刑法の規定をここに借りて来まして、暴力主義的破壊活動という行政措置の條件となる概念を、ここに設定したのでありまして、その点御理解しにくい点が多分にあるものとは存じますが、趣旨はさやうなところにあるわけでありまして、この規定の中の罰則は、要するに今申し上げたやうに、第三條第一項、一號のロと二號のヌだけの規定が書いてあるわけで、あとの点は、すべて刑法の規定に従つて犯罪として処分する、かやうな關係

に相なるわけでありまして。

○佐竹(晴)委員 三條にひつかけますから、これが理解しにくくなつて来る。それと關係なしに、三十八條だけを見てみるならば「政治上的主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため」に、たとえば殺人罪なら殺人罪を犯した、あるいは騒擾なら騒擾を起したとする。最初は穩やかに行つた、こちらから繰出して大騒動になつた。主催者が騒擾をむしろ積極的に起したとする。あるいは主催者が片づけばから反対者の側を切りつけたとする。そのときに、それが政治上的主義、施策を推進するために、反対者をやつつけることが目的であつたといひます。單なる騒擾ではない。やはりこれは三十八條に書いてある政治上的主義若しくは施策を推進したり、あるいは支持したり、反対するための一つの行動であるとしてやはり三十八條に該當するものではないでございましょうか。

○關政府委員 お答えいたします。三十七條について申し上げますれば……。

○佐竹(晴)委員 三十八條で……。

○關政府委員 三十八條について申し上げますれば、これはたとえてみますならば、刑法第九十八條の予備、陰謀、教唆または扇動だけでありまして、犯罪の既遂になつた場合は、全然書いてないわけでありまして。百八條などの罪について申し上げますれば、その予備、陰謀、教唆、扇動だけが三十八條に掲げてあるだけでありまして、既遂の場合はこの法律の關しないところで

ございます。それで既遂の場合は、たとえて申しますならば、御質問のような趣旨をこの法律に現わしたといいたしますならば、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、刑法第百八條の罪を犯した者は「云々」と書きますれば、御質問のような趣旨が出て参るのでありますが、私どもとしては、犯罪の既遂類型につきましても、刑法にある規定をもつてすべてまかなうべきものであつて、それ以上拡張解釈とか、構成要件とか、犯罪類型をつくる必要はないと考えまして、既遂類型は、全部刑法の規定によつてまかなうこととした次第であります。

○佐竹(晴)委員 次に第三條の一号の口の教唆、扇動その他についてであります。扇動が、まず何と申しましたも、扇動が一番問題になつております。通日米お示しの、戦前の大審院判例によれば「扇動とは、不特定または特定多数の者に対し、中正の判断を失して実行の決意を創造せしめ、または既存の決意を助長せしむべき力を有する刺戟を與える意思表示である」というのであります。したが、しからば中正の判断を失はしめて実行の決意を創造せしめる意思表示は、これはまさに教唆ではございませうまいか。さらに既存の決意を助長せしむべき力を有する刺戟を與える意思表示とは、これまた共同正犯ないし補助の行為ではございませうまいか。すなわち、ことさらに扇動を規定せずとも、内乱に関する刑法の條文、その他刑法各條の文面ですり足るものではないであります。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。御質問の第一点は、教唆と扇動との

の關係であると考へるのであります。が、御承知の通り、教唆は他人をして一定の犯罪を実行する決意を新たに生ぜしめるに足る行為でなければならぬ。教唆は犯罪行為を実行する者——正犯の拡張形式とか、修正形式とかいわれておるのでございしますが、教唆の場合におきましては、教唆する者が正犯に対する認識を持たなければならぬのであります。正犯たるべき者をして、犯意を新たに抱かせて、その犯罪を実行せしめるということが教唆になると考へておるわけでありまして、従いまして、どういふようですが、教唆はその相手方である正犯たるべき者に関する認識がなければならぬ。扇動は不特定または特定多数の者に対しまして、犯罪実行の決意を創造せしめるとか、あるいはすでに存する決意を強固ならしめる刺戟、力を有する刺戟を與えるということでありまして、扇動された者が、これによりまして犯罪を実行するといふことを問わないのであります。この教唆と扇動とは、法律の概念上明確な違いがあります。實際問題といたしまして、扇動は主として他人の感情に訴へるような場合が多いといふことが説かれておるのであります。が、これはまた實際の問題で、法律上の概念の問題ではございせん。次に補助の問題でございしますが、補助はやはり正犯の拡張形式、または修正形式といわれておるものであります。補助が成立するためには、正犯に対する認識が補助者になければならぬ。だが、がやるかわからないような補助はないわけではございまして、補助するに

は補助される者、正犯たるべき者に対する認識が補助者になければならぬ。その正犯たるべき者が、実行の決意がすでに存在することが要件になつておりまして、こういう者に対して実行を容易ならしめる行為を行うことが、補助の成立要件になつております。かように考へておる次第であります。

○佐竹(晴)委員 不特定または特定の多数の者に対する、たとえば演説により犯意を創造せしめる。これはかりに不特定でありましようとも、そのことによつていふやう、そういう実行の決意を創造せしむるものであつたならば、これはまさしく教唆ではないでしょうか。かりに相手方が不特定であらうとも、たとえば私の党において、黨員がたぐさん集まつた。そこで私は一場の演説をした。よしひとつこのういふことをやう、騒擾なら騒擾をひとつやうじやないか。米の統制撤廃反対のために、ひとつこのういふことをやうましよう。そこで黨員は不特定多数ですが、みな私の言うことを聞いて、じややううと言つて、騒擾罪に參加をしたといひましよう。私のその一言によつて彼らの犯意ができたのであります。不特定多数のものであるがために、教唆が起らぬという理由はなかりと存じます。次いで補助についてであります。たとえば通常あります殺人なら殺人について、向うが殺意を持つてゐる。そのときにピストルを與えてやつた。あるいは一定の場所へ到達するのに金がない。その路銀も與えてやる。汽車賃も與えてやる。これはみんな補助と思ひます。そのときに金を與えて、その実行行為を容易ならしむるものが補助ならば、さらにまだ十分の決意を、決意は持つておるけれど

も、非常に薄弱な、やめようかどうかといったようなことを考へておるときに、よろしい、君のところの家庭はそれが見る、やりたまへ、こつ言つたら、金を與えたことが補助ならば、私のそういうた激動もまた補助にならぬと言へましようか。この区別をはつきりしていただけません限りは、こついう法律の適用について非常に拡張解釈等が行われて、善良なる者を苦しめる結果に陥るおそれがございます。これをひとつ明示願ひたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答えいたします。教唆、扇動、補助の關係につきましても、概念につきましても、先ほど申し上げた通りであります。さて實際の場合に、ただいま御質問のように、大勢の黨員を集めて、一緒にやううというういふことを言ひまして、同意を得た、みんな意見が一致して、一緒にこれやらやううというういふ場合におきましては、それが陰謀となる場合もあると思ひます。またそれが正犯を認識してゐる場合におきましては、教唆となる場合もあると思ひます。これは具体的な事件につきましても、具体的な事情に基いて適用される問題であらうと考へておるわけでありまして、また御質問のように、補助には、助言補助という形もございまして、すでに実行の決意を持つておる人間に、さらにその実行の決意をいふ、熾烈ならしめるような助言をするというういふ場合もありません。従犯が成立するためには、正犯に対する明確な認識がなければならぬ。これは法律概念としては、ただいま申し上げた通り、教唆、扇動、補助の關係は、はつきりとしておるのであります。實際の問題とし

ましては、ただいま御質問の通り、それが扇動をもつて律せらるべきものか、あるいは従犯をもつて律せらるべきものか、あるいは教唆をもつて律せらるべきものか、あるいは教唆をもつて律せらるべきものかといふことが、具体的な場合にきまるのではなからうかと考へております。

○佐竹(晴)委員 政府はいつも、本法案では、たとえば暴力主義的破壊活動といったようなことも第三條に明定をしておるし、明確だ、こつおつしやつておりますけれども、先ほど私がたゞして参りますと、各所においてデリケートであるとお答へになるし、たゞいまの趣意に對しまして、具体的事件については、いろ／＼と解釈ができることがはつきりいたしました。そこで扇動などという文字を用ひますと、なおさら非常な不安を一般國民に與へはしないか、これが一般社會からの本法案に対する危懼であります。新聞雜誌その他一般演説等において不測の嫌疑を受け言論の自由を抑せらるるの危懼に對しまして、やはり政府はデリケートである、あるいは解釈いかんによつてはどうでもなるということをおいて世論があつてこれに反對し、正常なる言論と、一般的組合活動を制限するに至るおそれが多分にあるから、これはどういふ賛成ができないという氣持が起つて参ります。質疑応答を重ねて参りますうちに、私も私もそういう氣持がいたして参ります。しかし一般正常なる言論人、また組合活動をいたして参ります人々は、それぞれの立場に立つて、現実に立脚して、この問題に對する具体的な危懼といふものを感じておる。決して架空的

な想像によつて批判をいたしておるのではないであります。たとえはこの公聴会に出て参りました山根公述人が述べておられますように、大正七年寺内内閣のときに、米騒動に關して大阪毎日が「白虹日を貫く」と書いた。これは秦の始皇のときのこと、内乱が起るという意味の文句だそうでありますが、これが問題にされまして、内乱の扇動だ、朝憲案だといつて、嫌疑を受けて、遂に大阪地方裁判所において体刑の処分を受けた、そののみでは足りないとして、検事局は新聞発行禁止の処分を要求した。ところが世論が猛烈にこれに反撃をいたしまして、遂に内閣総辭職の余儀なきに至つた、これほどの事例が起つておることに思ひをいたしますならば、今後今回のような広汎な、しかもあいまいな文字を用いて、一般的言論の自由と權利を侵害する事態が起らないとどうして保証ができません。現に明確であるという刑法の規定においてすら、「白虹日を貫く」と書いただけで朝憲案に關われ、あの毎日が発行禁止をせられるまでに責められておるといたしますならば、これよりもさらにあいまいでありますところの扇動などという文字を加えて、そうして広汎に取締ろうとしたしますならば、これは一般の言論人や組合活動者に対して危惧の念を興えさせるといたしても、これは免れることができないと思ひます。これでも決して心配はないと、かようにおつしやるのでありましようか。いま一つただしておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。扇動につきましては終戦以來多数の立法例がございます、くどいよう

ですが御参考に申し上げますが、国家公務員法にも規定されております。そのおかし、あおりという表現を使つております。なお地方公務員その他いろいろと立法例があるのであります。ひとり内乱の扇動のみが問題になるわけではなからうと考へておる次第でございます。特に扇動という言葉がこの法案の規定から、いろいろと御批判を招いておるものであります。この扇動という言葉は、普通社会活動の強力な武器として行われる宣伝というやうな言葉とは、おのずからその内容が違つておりまして、明確に犯罪の実行の決意に対して有力な刺激を興える行為といふものを、扇動として考へておるのでございまして、先ほど米騒動の事件につきまして、大阪毎日新聞でございまして、新聞紙法違反に關われた事実の御引用があつたやうでございまして、扇動罪につきましては、すでに申し上げたやうに、明確にその概念がござつておるのでございまして、これを取扱う司法警察官並びに公安調査庁職員の間分なる研修というものをもちつていたしますれば、濫用のおそれは防止できるのではなからうかと考へておる次第でございます。

○佐竹(晴)委員 研修よろしきを得ますと、たいへん知恵がまわり過ぎて、これより危いことをやりかねないのであります。むしろ法律によつてわれわれの基本的人權を保つことができないやうにひとつ御苦心を払つていただきたいものと、私どもは念願するのであります。

本條一のロにおいて、イ号の行為の実現を容易ならしめるために、その実現の正当性もしくは必要性を主張した文書もしくは図画を印刷し、頒布し、公然掲示し、もしくは頒布し、もしくは公然掲示する目的をもつて所持することまで破壊活動となつておりますが、こゝなりますと、さらに範圍が非常に広まつて参る危険が起ります。過日公聴会において西島公述人は、内乱罪の扇動について、マルクス主義の立場から社会革命の必然性を説いた論文を掲載して、その影響を受けた青年が、革命の実行行動を行つた場合どうなるか、という危惧の念を述べられております。まことにこゝもつともであると存じますが、こゝした危惧に對しまして、政府はどのように考へてございまいましようか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。ここに規定しております「實現の正当性若しくは必要性を主張した文書」について申し上げますが、内乱が現実日本において行われることの正当なこと、または必要なことを主張した文書でございまして、單に革命の到来の必然性を説くといふものは、この「文書」に當らないものと考えております。

○佐竹(晴)委員 特審局長が常にさういふ御意見を堅持し、指導せられまして遺憾なきを期します間は、そのお言葉信じます。しかし必ずしも局長がいつまでもその御職務におつきになつておるとは考へられません。かつて東京大学のある教授がクロボトキン研究の結果を発表したことがありまして、これによると、人間社会は、支配せず、支配せられず、ただもう渾然一如となつて融和される素質を持つてゐるのだといふこと、すなわち人間がさうに進化する必然性があると論じ

た、ただそれだけである。クロボトキンの理論を紹介して、そうしてその必然性を説いたのであります。ところが、これは政府機構や權力を否定し、統治を破壊するものだといつて、朝憲案犯罪として刑事上の処分を受けた例は、判例にちやんと残つております。

いんやその實現の正当性もしくは必要性を主張した文書印刷云々、所持云々といふことになりまして、恐ろしく広い範圍で、学問や研究の自由を奪われてしまふといふことにならざるを得ないと思ひますが、政府の御所見はいかがでございまいましようか。

○關政府委員 お答えいたします。ロの規定であります。これは文書、図画を印刷し頒布するその行為をなす者が、この号イに規定する行為の實現を容易ならしめ、さういふやうなことが早く實現するやうにといふ目的、意欲が本人にまず第一に必要なわけでありまして、そしてその印刷し頒布しようとする文書自体の中に、日本において内乱が起る、その實現は正当なのだ、それは当然必要なのだといふことを明らかに主張してある、さういふことが要件になるわけでありまして、二段にしばつてあるわけでありまして。たとえば前例などによりまして、こゝなるといふやうな一応の意見をつくりまして、それを文書にいたしても、もしその人に、日本における内乱といふ事態が早く起るやうにといふことを容易ならしめる意図がなければ、この項には當らないのであります。

○佐竹(晴)委員 これはきわめて重大な点でございまして、また他日を期しまして伺ふことにいたします。

さらに伺つておきたいのは、昨日大

西委員の質問に對しまして、特審局長は、扇動とはある意図のもとに、ある目的をもつてする場合でなければならぬとお述べになりました。いわゆる扇動罪は目的罪であるのか、その目的を要すると解釈なさいます根拠は、どこにございまいましようか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。刑法におきまして、扇動は一つの行為でございまして、そこに行為者の主観的な要件がなければならぬ、不特定、多数の者に対して、中正の判断を失して、犯罪実行の決意を創造させ、または既存の決意を助長させる勢力を有する、刺激を興えるといふことを認識がなければならぬといふことを申し上げたのでありまして、特に扇動罪が目的罪であると申し上げたわけではございません。

○佐竹(晴)委員 結局、認識を必要とすれば足りるのであつて、いわゆる犯罪構成要件の内容を認識して、それでもやるというだけではないのでありましようか、それともそれ以外に何ものかを付加すべきいわゆる目的といふものが必要でありますか、いま一度伺ひしておきます。

○吉河政府委員 本法案に規定されております扇動罪には、別にただいま申し上げた以外に目的を必要としないことになつております。

○佐竹(晴)委員 先日吉田安委員の問に對して、特審局長は、交番機打ちの例に對して、あの交番を機打ちせよといふ指示をしない程度では扇動にはならないとお答えになりました。またその後文書による扇動に關しても、これこれしかじかやれと書かない程度では扇動にはならぬとお述べになりました。

た。しかしさうに具体的に、あの交番を焼打せよ、こう言つたら、これはまさしく教唆で取締りが完全にできるのではございませんか。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。扇動はただいま申し上げました通り、犯罪実行の決意を創造せしめるものでありまして、その犯罪の内容が具体的にならなければなりません。教唆は正犯に対する認識を要するのでありまして、扇動は不特定または多数の者に対して決意を創造または強固ならしむべき刺激を與ふる行為であるわけでありまして、そこにはつきりとした区別があるものと考へております。

○佐竹(晴)委員 あの交番を焼打せよ、自分がこう言つたら、おそらく不特定、多数のうち何人かはやるであろうと認識をいたしました場合には、どうでしょう、教唆にならぬでしょうか。

○吉河政府委員 教唆にはならないものと考へております。

○佐竹(晴)委員 それはとんでもないことであると思ひます。少くとも私もその理解いたしております。範圍内の判例とはよほど御意見が違ふと私は思ひますが、論議はいたしません。

さらに第三條の二の「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対するため、左に掲げる行為の一をなす」とときは、暴力主義的破壊活動をなすものであるということになつておりますが、その中には扇動、公務執行妨害等を包含してありますし、またその予備、陰謀、教唆、扇動をも規定いたしております。そうなりますと、先ほど私が申し上げました一、二の点以上にさらに一層広汎な關係にわた

たりまして、正常なる言論や組合活動を抑圧するおそれがあるではないかと存じます。私はこの点を憂へますために、昨月の二十六日私の質疑に対しまして答弁を留保されまして、大臣よりお答えすることになつておりますが、本日お見えになつておりません。

法の解釈を前提とするものでございまして、政府委員よりお答え願ひいたします。政府委員よりお答え願ひいたします。これは通常あり得ることでありまして、これを予見し、そのような暴行行為が起り、騒擾化しても、なおストライキやメーデーを断行しようとする決意をもつて指導し、指揮をいたした者、またはストライキやメーデーにおいて警官との衝突を引き起すことが、これは通常あり得るので、今度自分がこれを指揮したならばおそらくそういう事態が起るだらう、警官と衝突して公務執行妨害に問われることがあ

るかも知れぬが、そういう事態が起つてもかまわぬという、いわゆる未必の故意、認識を持つた上にそのメーデーやストライキを指揮いたしますと、ただいまここに私の述べましたいわゆる騒擾とか、その他の公務執行妨害とかいつたことが、それが先ほど申し上げました「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又は反対」に關係なければいけません。その他の要件を満たしておるといふことで、それが騒擾とか、公務執行妨害とかいつたものに触れますときに、そのストライキやメーデー等の指導者はやはりこの法律によつて取締りを受け、また本法案におけるところの罰則の適用を受けるでございまいしょうか。

○吉河政府委員 お尋ねのような場合は、本法案に触れないものと考へております。ストライキやメーデーの指揮者がなるべく事故を起さないように専任監督をする義務があるというように、ことを法律で規定しまして、その義務を怠つたことについて罰則を科するといふような行き方の立法例も、理論としては考へられないことはないのですが、そういうような立て方は一切いたしては、騒擾や暴動のごときものを扇動しない限り、本法案におきまして刑責を問われるといふようなことはないと考へております。

○佐竹(晴)委員 これは私が法律学校に入つた当初に教わつたことでありますが、群衆の中へ自動車で乗り込んで行つた。そうすると人をひくかも知れぬという懸念があつたが、ひいてもかまわぬ、おれは乗るのだといつて乗り込んで行つて、遂に人をひいたならば、これは傷害殺人罪で、これは未必の故意があるとして処罰される。しかし断然自分の技能その他に信頼して、絶対に人をひくこととはないといふ確信を持つてやつて行つた場合には、いわゆる未必の故意あるものと見られない。私もそれはさういふふうに聞かされた。そこで私がここにお尋ねしようとするのは、メーデーの場合におきましても、あるいはストライキの場合においても、通常騒擾その他が伴うといふことがあり得る。従つて扇動化する場合も、あるいはさういふことを予見し、よし扇動化してもなお遂行するといふ考えのもとにやつたといふ事ならば、その他の條件が備わつておるといふしますと、本法案に言うところの騒擾ある

いは公務執行妨害のいわゆる未必の故意を持つておつたとして、本法案におけるところの特別の刑罰を受け、あるいはそれを指揮した団体が行政上の規制を受けるというふうなことになるおそれはないであらうかというのであります。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。ストライキやメーデーの指揮は、ただいま御質問のような群衆の中へ自動車を持ち入れるといふような行為とは、本質的に違ふ行為であると考えております。群衆の中へ自動車を持ち入れること自体が暴行、傷害その他の事案を惹き起す必然の関連を持つ案件であると考へておりますが、ストライキ、メーデーその他の行為が必ず暴動を起す必然の関連あるものとは考へておりません。

○佐竹(晴)委員 群衆の中へ自動車に乗つて行く場合には、これはもう殺人の意思がある、さういふふうな簡単に考へて参りますと、東京の運転手はみんな殺意を持つてゐる。群衆の中へ行くかぬ者は一人もありません。さういふ極端な解釈もあるし、といつて未必の故意を持つておるのにこれを否定するものも困る。このメーデーの場合におきましても、あるいはストライキの場合においても、やはり通常起り得ることやつた場合にきよは暴動が起るだらう、よし起つてもこれを遂行するだろ、よしかない、犠牲者が出てよいのだといふことを予見し、未必の故意ありと認められる程度に認識いたしておつたならば、やはりこれは問題として取上げられはしないかといふ危惧の念が起ります。しかし絶対心配がないと保

証していただきますから、まあ一応この点はこの程度にいたしておきましよう。政治上の主義、施策を推進し、または反対するための演説会や市民大会や国民大会などは日常開かれることでありまして、その正当性を論じ、支持し、あるいは非難し、排撃をするところの新聞その他の文書が行れるといふようなことも、毎日のように展開されておることでもあります。さういふたような言論戦において賛否が対立、喧嘩を引き起すことも常にあり得ることでありまして、そこで主催者やその反対者があらかじめこれを承知の上で出席をいたしました、さうして自分たちが予見したごとく騒擾が起つた。そこで警官がやつて来て制止をするといふことになると、衝突が起つて暴動化する。さういふたようなときに、その主催者といふものが、騒擾が起つたり警官との衝突は、少くともさういふ問題を扱うときには免れ得ないといふ場合であつたならば、さういふ客観情勢のあるものであつたならばどうであるか。先ほどは主観的な方面だけをお尋ねしたのでありますが、客観的に見て、たとえば前の米騒動の事件のごとき、さういつたような社会情勢のもとにおいて、さういふことをやればさういふふうになるだらうといふ客観情勢に立つておる場合に、なおこれをやつたときには、やはり本法案の適用を受ける結果になるのではないでしようか。

○關政府委員 お答えいたします。御質問の趣旨は実例でありましてお答えするには、行われる条件を一応繰返しまして、そのような各場合においてお答えしようと思ひます。

米暴動のような場合に、米の配給とかいふような問題につきまして、各種の文書が行われる。そうしてそれにつきまして、ある主催者がありまして会議を開く。そうしてそういうような状態のもとには、各地の米暴動の、こういうことをやれば必ずこういうことが行われるというような、ある社会的な条件がそこにある。その場合に、そういうことを予見して、そういうことが起きて、それを遂行しようというやうな——そういう各地に暴動が起つた。ここでも開けば必ず暴動が起くるというやうな条件を限定いたしてみて考へてみまする場合に、この法律との関係においてどうなるかという問題があるわけでありまして。その場合におきまして、その主催者が、はたしてここにいう団体に当るかどうかという問題が一つ生じて来るわけでありまして。またまたあつちでもやつてゐるから、こゝでもひとつやろうというふうな、数人が單に一時的な意味において結合して、まだここにいうところの団体の程度にまで至らないものでありまするならば、それはすべてこの法案の關する問題ではないのでありまして、きよくなシステムによつて衆を集めたところが、予期通りそれが暴動化した。そうして騒擾になつたというのであります。これは純粹に刑法上の問題でありまして、刑法によつて律せられる問題と考へるべきであります。

次に問題をこの法案の線にもどして考へてみまするに、そこに団体的なものがあるかということが一つの問題になると思ふのであります。あらかじめ数十年前から、あるいは米の配給確保期同盟会というやうなものをつく

りまして、そのために数人の者が団結をいたしまして、その目的達成のためにあらゆることをやろう、そうして各地に起つておるから、このやうなことをやろうというやうなことを、もしその団体が意思決定をいたしまして、遂行いたしますと、その団体の行為はこの法案の対象になる場合もあるかと考へるのであります。

伺いましたお話は、右のやうな条件のもとにおいては、さやうなことが考へられるかと存するのであります。

○佐竹(晴)委員 選挙運動にも騒擾がつきものやうであります。ある政党的の党員あるいは運動員などが徒党を組んで、反対党的の事務所や候補者の事務所へあはれ込んだり、あるいは演説会場へやつて来て、たまたまこわしにかかつたりなどすることがよくある。しこうしてこれが政治上の一つの主義、主張を貫徹するために、相手方の反対党をやつつけことが、一番その目的を達成するゆゑんだと考へ、しこうしてそこに衝突騒擾といつたやうなものが起ることがよくある、こゝいつたやうな案件もみな本法案で取締らうというのであります。

○關政府委員 お答えいたします。政党内に属する一部の人が、反対党をやつつけるためには、反対党的の有力な指導者を殺害するに限定するやうな意圖のもとにやつた場合に、この法案の対象になるかというやうな御趣旨と存するのであります。お尋ねのやうな場合におきましては、問題は政党とは全然関係がない問題だらうと思ふのであります。むしろその行為者が、従つて政党がこの法案の対象となるというやうなことは全然考へられない

のであります。ただ問題はそれらの実行行為者が刑法の規定に従つて処罰されるというだけの問題が生ずるのだらうと思ふのであります。

○佐竹(晴)委員 いま少し、それでは一つ事例をかえて聞いてみると思ひます。かりに政府のお考えになつておるやうな暴力主義的破壊活動をする団体があると思ひます。それがかりに政党であつたとする。その破壊活動を阻止いたしますために、今度はその反対の主義、主張を持つておるものが、向うの事務所や演説会やその他へあはれ込む、そうして向うさんのなすところの破壊活動を阻止するために、こちらがさらに別個の破壊活動を開始したいと思ひます。そのあとの方の破壊活動もやはり破壊活動ということになつて、本法の規制を受けるというやうなことになるでございましょうか。

○吉河政府委員 お答えいたします。実はそういう事態の発生することを予防したいというものが、この法案のねらいでございまして、破壊活動を団体活動としてやつた団体は、いずれも破壊団体となるのでございまして。

○佐竹(晴)委員 この際聞いておきますが、暴力主義的破壊活動というものが犯罪であつて、そういうことはいけないうことになりまして、それを阻止し、それを防衛する行動に出たものは、これは正当防衛として処罰を免れるのじやないでございましょうか。しかしもしそれを正当防衛で許されるというこゝになると、党と党との私闘ということになる。私闘というものが許されるか、これは相當微妙な問題だと思ひますから、ひとつ十分に、もしそこで即時お答えができれば、あとで總裁

の御意見を聞いてお答え願ひいたします。よろしくございまして。十分な確信をもつてお答え願ひしておきたい。

○清原政府委員 お答え申し上げます。暴力的破壊活動を行う団体があると思ひました。これに報ゆるにさらに暴力をもつてする——本法案の規定のごとき破壊活動をなす場合は、刑法所定の正当防衛とは認められませんが、従ひまして前段の破壊活動をなしたところの団体はもちろん、それを阻止せんとして、さらに破壊活動をした後者の団体、ともに本法案に觸れるものと思ひます。

○佐竹(晴)委員 それではこう聞いていいのですか。暴力主義的破壊活動をする場合には、これに對して正当防衛を行はする権利は、その場合に限りつてない、こゝ解決していいのでございましょうか。

○清原政府委員 お答え申し上げます。個人間における暴力による暴力救済は許されぬのであります。ただ刑法所定の正当防衛権の行使し得るの——御説明申し上げる必要もないのであります。きつめて限定せられた條件でありまして、今御説明のごとき場合に於いては、單に向うの活動に對しては、だちに暴力をもつてこれを阻止する、そういう一般の御質問でございまして、それから、そういう場合には刑法の正当防衛の適用される範圍はありませぬ。ほとんどありません。

○佐竹委員 其の点は國家のための正当防衛が許されるかどうかという理論の問題もあるやうでありますが、なお佐竹委員が指摘したやうに、かなり重要な問題も含んでおるやうでありますから、政府において十分御研究の上

に、後日説明あらんことを希望いたします。

○佐竹(晴)委員 政黨の話をしたため、最初の質問に對してびんとした答へがなかつたので、少し飛躍したお尋ねをしたのであります。ひとつあともどもしまして、先ほど選挙運動のことを話しておりましたから、公職選挙法を中心とした点を少しお尋ねいたしてみたいと思ひます。

公職選挙法には、選挙の自由妨害として、暴行その他による自由の妨害、職権濫用による妨害等を規定いたしております。また選挙事務関係者に対する暴行脅迫を規定し、選挙会場の騒擾をも規定いたしております。ついで多衆集合による選挙の妨害、これは選挙人、候補者等に対する多衆集合による暴行脅迫、投票所、開票所における騒擾、多衆集合して投票、投票箱その他関係書類の抑留、毀壞、奪取等を規定し、こゝで選挙妨害に関する扇動罪の規定も設けております。この行為の中には、本法第三條に該當するものも含まれておると思ひますが、もし含まれておるといたしますならば、本法と公職選挙法の罰則、これは特に罰則についてであります。どういふ關係に立つか、いづれによつて処断されるか、公職選挙法の方が重いものがあります。又軽いものもあります。それで、きめるならばこれは一律にきめなければならぬのでありますが、一律にきめまして、たいへん都合の悪いものもでき、その間統一解釈があるならば、ひとつ承つておきたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。この條文と本法との關係につきまして

は、まだ研究もいたさないでおる次第でありまして、明確な答えはいいたし兼ねる次第であります。ここに掲げる犯罪と、本法に規定するものとは、場合によつては一所為数法のような関係になり、場合によつては併合罪のような関係が成り立つかと思ひますが、なお詳細な点はよく比較検討いたしましたので、お返事したいと思ふのであります。

○佐竹(晴)委員 この際騒擾罪の附和随行者に關する騒擾の關係について、いまだ一度政府の意思を確かめておきたいのであります。政府委員といたしましては、騒擾罪の附和随行者に關する騒擾はあり得ないとお答えになりました。それは騒擾というものはその構成要件の實行者に対する騒擾であつて、附和随行者というものの對する騒擾というものは予想したておらぬというように理解いたしておるのであります。が、その通りでありましょうか。いまだ一度これを確かめておきたいと思ひます。

○吉河政府委員 お答え申し上げます。この法案に規定しております騒擾は、騒擾といふ構成要件の該當の犯罪が行われることを騒擾するのであります。言いかえれば、多衆が集合して一地方の靜謐を害するやうな暴行脅迫をなすことを騒擾することを意味するのであります。首魁を煽動したり、率先助勢を煽動したり、附和随行者を煽動したりするやうなことは含まれないものと解釈しております。

○佐竹(晴)委員 刑法百六條の騒擾罪を見てみますと、首魁とかあるいは今言つた附和随行者をする者が出て参りますし、勢いを助けるやうな者も出て参ります。行為をなします態様を異にいたしましたしておりますが、それ自体、そのことがおの／＼騒擾の具體的構成要件ではないでしようか。つまり騒擾罪に参加をして、附和随行者をいたしまして、この附和随行者をするということがやはり騒擾罪の勢いを助け、附和随行者することによつて騒擾罪が大きくなるので、その附和随行者を抑えるための規定でありましょう。附和随行者といふこととそれ自体が一つの犯罪の構成要件でなければならぬと思ひますが、いかがでありましょうか。

○關政府委員 お答えいたします。刑法百六條のこの犯罪の規定であります。が、これは内乱の方も同じやうな規定になつておるのであります。これにつきましては、私も似たしては、さきに局長から御答弁いたしましたやうに、この犯罪の構成要件は「多衆集合して暴行又は脅迫ヲ為シタル者ハ騒擾ノ罪ト為シ」これが多衆集合して暴行または脅迫をなすという、一つの群衆犯罪として特殊な構成要件をとつた規定であると思ふのであります。しこうして一、二、三といふのは、それに參加したものに即応して処罰の階段を置く、かやうに考えるのであります。従ひまして一、二、三号は、構成要件と稱すべきものではない、かやうに考へておるわけでありまして、従ひまして、多衆集合して暴行または脅迫した、かやうな事實を教唆し、または煽動することが、本法案における騒擾の教唆または煽動となる、かやうに考へておるわけでありまして、この点につきましては、いろ／＼學說の違ふところもありましようし、また御議論の点も

あると思ふのであります。私どももいたしましてはさうに考へておりました。單に三號の附和随行者だけを教唆し、あるいは煽動した者が、ただちにもつて騒擾の罪、すなわち多衆集合して暴行または脅迫をなすものの教唆または煽動になるものとは考へていないのであります。

○佐竹委員 ただいまの政府の見解は、犯罪の構成要件と犯罪の類型を區別した観点の上に立つての御見解に承知いたすのですが、さういふことになつておるわけでありましようか。

○關政府委員 お答えいたします。その通りでありまして、構成要件は、多衆集合して暴行または脅迫をなすといふことだと考へておるのであります。

○佐竹(晴)委員 騒擾罪と銘を打ちまして、その騒擾罪の中に、首魁、それからその他勢いを助けるとか、いろ／＼いろいろな書きまして、その騒擾罪の一番基本的なものは、多衆集合して暴行、脅迫をなすものでありましよう。ところが、それに勢いを助ける者がある。附和随行者がある。これらも全部ひづくるめて、これを騒擾罪と稱しておることは間違ひないと思ひます。特に「百六條」と書いてあります。その文字がなければいけません。それけれども、百六條とあるといひます。ならば、「百六條(騒擾)」この文字の中には、附和随行者が含まれておらぬといふ解釈はどうしても出て来ないのです。もし百六條のうちの「附和随行者」をのけるのだつたら、これを除外した百六條何号の罪となさいますせん限り、百六條の一号、二号、三号、全部が、百六條(騒擾)の規定ということになります。そこで百六條の騒擾に關する行

為の騒擾といふことになりましよう。附和随行者は五十圓の罰金で済む。ところが、それに対して、金を與えて、君、出席したまへと言つて煽動したといひます。あるいは教唆したといひます。そうすると、本條で三年以下の懲役になる。附和随行者して、勢いを助けて騒擾を大きくした張本人は五十圓以下の罰金で、これに汽車賃を考へた者は三年以下の懲役などという解釈のおそれが出て参ります。なるほど今の解釈は、さういふ不合理を防ぐがための御解釈かもしれせんけれども、それでは私も安心になりません。百六條(騒擾)に關する行為とお書きになりますと、この言葉のうちに附和随行者といふものが含まれないといふ根拠をはつきりといまだ一度承つておきたい。

○關政府委員 お答えいたします。また言葉繰返すやうな次第であります。騒擾の罪の予備、陰謀、教唆、煽動といふやうな行為は、多衆集合して暴行または脅迫をなす、こゝういふ全体としてのこれを予備し、陰謀し、そうして教唆、煽動するといふことを意味してゐるものであると私も考へてゐるわけでありまして、従ひまして三號の附和随行者、これだけの、お前、行けといふことになりましよう。それは多衆集合して暴行または脅迫をなすといふこの全体の要件に當らないのであります。私どもにおきましてはさういふに解釈いたして立案いたしました次第でありましよう。

○佐竹(晴)委員 立案のお気持はわかりますが、これが法律となつて出て参りましたときには、附和随行者のけられたいという根拠はどこからもおそ

らく出て来ない。大勢のものが集まつたときに、散えられて来たとか、あるいは汽車賃をもらつたとかいつて、次から次へととんでもないところまでひつぱられるおそれがあるのぢやないか。さういつたところまで持つて行く必要はちつともないのであつて、従つてさういふ危惧の念を起させる必要はないのでありますから、政府としてのお考えはさうだといひます。これははつきりとこれを御明示なさつておいた方が適當ではないかと私も考へるのであります。

さらに私は進んで行政的規制に關する点についてお尋ねをいたしたのであります。が、本案の中心問題は、破壊活動をする団体に対する規制の点であります。この問題はきつめて重大であります。が、時間の制約を受けておりますので、だん／＼時間が迫つて参りますから、これをごく簡略にし、ことに各委員と政府委員との間に相當掘り下げた質疑応答が行われておりますので、その重複を避けまして、ここに若干の質疑を試みたいと思ひます。

まず第一に前提をいたしまして、この点は概要をこの間明らかにされたやうではありますけれども、十分に私はまだ理解しておけません。世耕君から予算の点を聞いておつたやうであります。が、公安審査委員会、公安調査庁の機構、規模、公安調査官の資格、身分、並びに委員会と調査庁との關係等、こゝういつたことをひとつ承りたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。まず公安調査庁の組織であります。法案に規定してありますごとく、公安調査庁は法務府の外局として設けるのであ

ります。外局の権限は、国家行政組織法によりまして定まつておりまして、この組織法によつて定まる権限のほか、公安調査庁におきましては、この法の案による団体規制のための調査と諸求の事務を扱うことになるのであります。

機構といたしましては、長官が一人おりました、その下に一人の次長を置きました、中央には三つの部を置くのであります。総務部と、調査第一部、調査第二部、その下に所要の課を置きまして、それ〴〵事務を分掌せしむることになるのであります。それが中央

の機構でありまして、そのほかに、公安調査庁においては地方支分部局を置くことになつてゐるのであります。地方支分部局は、大体今の高等検察庁所在地に公安調査局というものを置くのであります。公安調査局のないその他の府県に四十二の地方公安調査局を設置いたしました、この全体に約千六、七百程度の職員を配置いたしました、その事務を遂行いたしたいと考えてゐるのであります。そのほかに、調査庁の職員の資質の向上、その訓練の強化をはかるために、特別に本庁に公安調査庁研修所を設けまして、職員を常時ここに收容いたしまして、この法案の実施につき遺憾なき教養、訓練を施したいと考えてゐるわけであります。これが公安調査庁の機構の概要であります。

次に公安審査委員会がありますが、これは委員は、委員長外四人の委員をもつて組織するわけであります。これも法務府の外局として設置いたしました、今申し上げた委員は、法務総裁がそれと、両議院の同意を得て学識経験

あるところの各界の人材をここににお迎えして、委員会のりっぱな構成をいたしたいというふうに考えているわけがあります。委員の下に三人の委員補佐がおるわけでもあります。三人の委員補佐は、委員の指揮命令を受けました事業に安調査庁より送つて参りました事業につぎまして、委員の命を受け、委員の

協力して下調べをいたしまして、委員の公正なる審査判断の資に供する、かようになつてゐるわけであります。かように公安調査庁と公安審査委員会を法務府の外局として設置いたしましたおきまして、この団体規制の事務は、規制のための各種の証拠を収集して各種の調査をなすこと、そうして規制のために決定をなすこと、こういう二つの事務を分離いたしましたのであります。これは自分のところで調査いたし、さらに決定までいたすことになりますと、そ

ここに権限が非常に集中いたしましたして、とかく専断に流れやすいのであります。そこで決定の事務と調査の事務を分離いたしましたして、調査の事務は公安調査庁においてこれを担任し、決定の

事務は公安審査委員会においてこれを担任する、そして一方の公安調査庁の請求がなければ審査委員会においては決定の発動はなさない、また公安調査庁は自分のところではどうしてもできない、かようにいたしまして公正に事が行われるようにいたしましたのであります。公安調査庁には公安調査官というもの置きまして、各種の調査、団体規制のための証拠資料の収集の事務を担当いたさせることになっておるのであります。公安調査官は公安調査庁の職員の中から必要な訓練と所要の教養を経た者を調査庁の長官が任命する特

別なる職でありまして、本法案の重要性にかんがみまして、十分なる訓練と教養を経た者に調査官の職を與えることにいたしておるわけであります。調査官は純粹に公安調査庁だけの職員であります、公安審査委員会の方には全然關係のないものであります。

○川河昭府委員長　なおお充足して御答弁申し上げます。先般来申し上げている通り、公安調査庁はその主体は現在の特別審査会を基礎として、これを発展させたといえるのであります。これに要する予算につきましては、目下法務当局として大蔵省と折衝中であります。先般も申し上げたのであります。大体経常費としては四億円前後の金を見込んでおるわけでありまして、いろいろ調査その他の費用も加わりまして、これは初度設備の費用であります。

○佐竹(晴)委員 結局この審査委員会の方では補佐役三人、それに下調べさせるというような程度で、これはやはり公安調査庁に集中をされておることがわけて明確であります。公安審査

委員会というものは名目だけで、実は十分なスタッフもお持ちにならず、結局公安調査庁のすえせんを食うといったような程度のもので、公安調査庁が調査研究をなさいました書類を畫面審理して、そうして官判を押す、こういうふうな結果になるではなからうか。御説明ではりつばな独立の外局である、機関である。そうして国会の承認を得たところの有能達識の士をもつて充てるのだ、何人の制肘も受けずに、独立して決定権を行使するのだ、これは言葉だけではさようにおつしやるけれども、実際は結局公安調査庁の御

意見通りに盲判をつく機関、いわば外部に対する申訳の機関というようなことになるおそれはないでありますようか。

○關政府委員　お答えいたします。この点につきましては、すでに数回総裁よりお答えした点であります。委員になつていただく方々につきましては、国会の御承認のもとに各界の有能

達識の方々になつていただくような次第でありまして、すべて独立自由、準司法官的な立場において判断していただくわけでありまして、決してそのようなことはないものと信じておる次第であります。

○佐竹(晴)委員 独立の機関とおつしやいましたが、たとえば公安調査庁も一行政庁でございまして、一般行政庁同様、世相や時の政府の動向に左右されるということは当然のことでありま

す。これが政略的に利用され、政府と反対の立場にある者が常に制圧されるおそれのあることはいうまでもなく、これは單なる御説明だけでは容易に安心することができないのであります。

○開政府委員 お答えいたします。この団体規制事務を行う機関の構成について、どうでございましょうか。

きましては、次のような考慮からこの制度をとつた次第であります。この団体規制の事務は、政府といたしましては純然たる行政事務であつて、政府の責任においていたした処置に対して、適法なりや違法なりやを司法裁判所によつて判断する、これが行政権と司法権を對置させた憲法の精神に合致する

ものである、さように考えておる次第であります。さような前提のもとにおきましてこの機關を二つにわけて行う、かように考えて二つの機關を對置させた次第でありまして、現行の各部の行政処置をなす立法例などから見まして、この制度が最も適當なるものであると考へてさようにいたしました次第であります。

○佐竹(晴)委員　時間が迫つて参りましたのと、他の発言者もあるようでありますから、私は行政的規制については、せつかくの御説明であります、その根本的な根拠等についても納得できず、また私どもとしての考えもありますが、議論になることを避けまして、また適當の機会に譲ることにいたします。

時間がありませんからごく簡単に
一、二お尋ねいたしておきたいのは、
第四條の三に「特定の役職員又は構成
員に当該団体のためにする行為をさせ
ることを禁止する」かようにございま
すが、この禁止処分は、団体に対して
通告をいたしますと、そういう役職員

るのをごいまいしょうか、また役職員
の代表者なら代表者の一人に通告する
ことによつて、団体並びにその構成員
に対しても効力を生ずるという趣旨で
ごいまいしょうか。

○關政府委員　お答えいたします。第四條は規制の処分でありまして、処分の通告は第二十三條にあります通り、決定は、公安調査庁長官及び当該団体を通じて通知しなければならない。前項の通知は、公安調査庁長官及び当該団体に決定書の謄本を送付して行

決定は、官報で公示しなければなら

ない。かような取扱いにいたしておるわけでございます。従つて四條の三、同時に官報に公示されるわけでありま

す。団体といたしましては、その通知を受けるにいたしまして、特定の役員

長の行為といたしまして、特定の役員その他に通知を出すことと考へるの

であります。これと違反との関係であり

ますが、違反はもしくかりに特定の役

職員その他がその通知そのものを知ら

なかつたならば、そこにやはり犯罪が

つたのに決定が公示された、そういう

たときでもなお公示だけで効力を生じ

ます。また第二十三條の一項は、これ

は單なる訓示規定ではありませぬ。や

はり当該団体をできるだけの調査をい

たしまして所在を確かめ、そしてこれ

に通知をする、こういうことに相なる

のであります。もし十分わかつてい

示威取締法、ゼ・ネスト禁止法、ブレ

ス・コード立法化等については、その

後一向にお答えがございませぬ。一体

どういう構想のもとにどういう方法で

やるうとしておるのか、またやらない

のか、これもきわめて近い機会に御答

弁を願ひたいと存じます。並びにこれ

もその際お尋ねをいたしましたのであり

ために資金あるいは物資あるいはその

他あらゆる方法に基いてこれを援助す

るか、した場合は、この第三條をもつて

それが取締れるかどうかもう一度伺

たい。

○吉河政府委員 お答え申し上げま

す。内乱につきましては、刑法にその

施行の範囲について規定がございま

か、かように私はこの点疑問を持つ

てあります。

○吉河政府委員 本法案に規定する破

壊活動の内容であります。刑法に

所定の各犯罪につきましては、刑法

則として従犯の適用もあるものと考

えております。またかような団体がこ

の法案に規定されたような破壊団体と

二七

をするならば、ある場合はある程度見のがして大目に見ていてもいいところもありますが、破壊活動を根こそぎなくしようと撲滅するのだということについては、相当私は抜け穴があると思ふ。一例を申し上げてみれば、たとえば団体というものを目標にして政府が説明をなさつていくけれども、団体という形ではなくて団体活動することが実際に問題として考えられる、ばら／＼になる、いわゆる集会的でなしに今度は分散的な活動を開始する場合、あらゆる形で現れたときにどういう方法でこれを押えて行くかということが問題じやないかと思ふ。アメリカの材料並びに文獻をいただいたものやその他のものを調べてみますと、相当綿密にこの範囲が限定されているのであります

要があるじやないか。これはあらためて共産党の諸君もお尋ねするだろうと思ひますが、一応念のためお尋ねしておきたいと思ひます。

○關政府委員 お答えいたします。ただいま御引用になりましたアメリカの国内安全保障法の禁止規定は、外国の支配によつてアメリカ合衆国に全体主義的独裁制を樹立する活動というふう

に、その活動に関する広汎な行為を禁止している。かような御趣旨の点だろ

うと思ひます。この法案におきましては、そのような主義というふうなことはとらずに、一に外に出た外形的な行為によつてこれを押えて行くという考

え方をとつたのであります。これがむしろアメリカのその方の法案に比較いたしますと安全確実なる方法である。

しかも一般の人権の侵害に対して濫用というふうなことは考えられないような性格の方法であると考えられるのであります。御承知のごとくに、治安維持法におきましては、国體を變革し、

私有財産制度を否認するという目的、いわば主義的な目的を犯罪の中心としたしまして、その目的遂行の行為というふうにつけ加えておるのであります

て、それが今から見ますと広汎な思想の統制、禁圧にまで発展したものであると思ひます。この法案におきましてはファシズムであるうと、あるいは共産主義であるうと、あるいは資本主義であるうと、あるいは統制主義であるうと、修正資本主義であるうと、その主義のいかんは問わないのであります

。さようなものはすべて憲法のもとにおきまして自由なるものである。思想の自由については絶対にこれを侵してはならないという一線を画しまし

て、すべて外に現れた行為によつてこれを評価する。危険なる行為を取上げてこれを規制する、そうしてその行為の分につきまして最小限度の罰則を設ける、かような考え方をとつてゐるわけでありませう。

○世耕委員 そうしますと、第三インターナショナルの定義と日本共産党の定義をもう一ぺん簡単に定義づけていただかせようか。

○吉河政府委員 かつて第三インターナショナルという団体が存在してありまして、世界各國の共産黨をその支部としており、本部をモスクワに置いておる。宣言、綱領、規約等も發表されておるのであります。ただいまその資料を用意しておりますので、後日資料を整えまして提出したいと考えております。

○世耕委員 予定の時間を過ぎましたから、私はあとの質問を残して一点だけお尋ねしておきますが、第三インターナショナルの主たる目標は世界革命である。しかもその世界革命の本部というものがいづれかにあつて、その本部の指令、指導、保護によつて世界革命を行うということになるわけでありませう。それが定説だと思ひます。そういう關係から自然独裁制であり、われわれのいう民主主義とか自由主義とか、民族の決意によつて新たな独立した政治を行わんという意義を持たないというところが、明らかに区別できると思ひます。それから日本共産黨はこれに類似しておるのであるか、あるいはそういうことに全然關係がないのであるかということが、今後この法案を審議する上において重大なるポイントじやないかと私は考へる

のであります。ことに往々誤解を生ずるのは、共産主義思想それ自身は批判すべき何らの理由がない。ことに日本においてははりつばな政黨として認められておるのだから、この点については論議する余地はない、私はかように思ふのであります。その第三インターナショナルのテーゼと日本におけるとこの共産主義のテーゼとの間に區別があるにもかかわらず、同一に解釈される傾向があるのであります。これを要約して申し上げますと、共産主義を奉ずる世界的な觀念を持つ者の大半は、祖國を日本以外に持つというところにある。こういう關係からアメリカではいわけのなりとして、非常に厳格な処罰規定があるように私は承知いたしておるのであります。こういう見解から日本におけるとこの共産思想のあり方、当然この法案提出の建前から政府側には確固たる見解があつてしかるべきだ、かように私は考へるのであります。これはある意味において共産黨の代弁になるかも知れぬ、政府側の所信をはつきりここで聞いておきたいのであります。過般來公述人等の意見を聞きまして、これは共産黨を対象にしておるのじやないか、むしろ共産黨を取締るとか、あるいは共産主義を取締るといふ名目が正しいのじやないかといわれるまでに目標になつておるのであります。この見解をむしろ明確にしていただく方が法案通過の上により便利じやないか、かように私は考へるのであります。

○關政府委員 お答えいたします。御引用になりましたアメリカの国内安全保障法が、冒頭におきまして、共産主義運動の世界的危険、世界的な關連を持つた共産主義運動の危険ということ

を十數項目にわたりまして強調し、その現案を認めまして、国内のみならず國際的な大なる力を持つておる共産主義運動の危険ということを強調し、その前提のもとに外國の指導によるところの全体主義的獨裁制を樹立するところに関する各種の政治的行為を取締るというところは御指摘の通りだと思ひるのであります。(アメリカはファシズムになつておるといふことがいわれておるじやないか)と呼ぶ者あり)たとえて申し上げますならば、昭和二十五年一月のコミンフォルムの批判というものがござい、何がしの外國からの影響というもののあることもすでに御承知の通りと思ひるのであります。現下の事態におきましては、先ほども申しましたように、すべて外部に明らかにいたしましたところの暴力主義的なところの行為、この行為を基準として団体を規制し、必要なるところの措置をとる、これが憲法の精神に最も合し、人權を最小限度に必要やむを得ざるころの制限の範圍にとどめる道であると思ひます。かような立法をとつた次第であります。

○世耕委員 最後にもう一点だけお尋ねしておきますが、外國の使節に対する隨員あるいは國際關係団体の者あるいは貿易使節団に隨行して來ていろいろの宣伝とか、あるいは國際団体を結んでその団体を有利に活用して破壊活動を助成するといふような問題も考へられるのであります。その取締りはどの條文に當てはまるか、やはり三條に包含されるのであるかどうかということ、それから具體的なこととして申

を、時間節約の意味においても一つお尋ねいたしておきますが、第三インターナショナルの性格と日本共産黨の性格にどれだけの差があるか、どこに一線を画して引くのかということも、これをわれ／＼が検討しておく必

し上げたのは、たとえば勧告とか教導とか唱道とか助言とか建言とか助成とか信奉とかいうような言葉、これが扇動、教唆の範囲内において使われるかどうか、さような場合はどの條文に当てはめられお取締りになるか。もう一つは支持という言葉があるし、また支援という言葉がある。これも巧妙な使いわけをすれば使われられると思う。支持、支持者というふうな特殊な用語を日本でも使う場合があると思ひます。これが相当有力な活動を開始するのはどういふふうなお考えをもつて臨まれるか。それからもう一つは、これはアメリカにもあるように説明がありましたが、共産主義戦線団体——コミニスト・フランド・オルガニゼーションというのと、共産主義団体すなわちコミニスト・オルガニゼーションというのとは、アメリカでは同一に解釈して、非米活動の対象としておるようでありますが、日本ではどういふところまでこまかく区別して研究されておるかどうか。とにかく過般來各委員より熱心に教唆、扇動等について質疑応答があつたと思ひますが、その教唆、扇動という言葉では言い表われないような、支持とか唱道とか助言とか建言とか協同とか勧告とかいう別な意味の活動の範囲が、教唆、扇動の中に相当現われて来るものと思ふのであります。そういう場合はその他という言葉が当てはまるのかどうか。法文にはありませんけれども、それに準ずる何か適用の範囲があらくなるかどうか、承つておきたいと思ひます。

○關政府委員 まず第一点の外国人が日本に來まして各種の破壊活動をした

場合にどうなるかというお尋ねの点であります。この点につきましては、現在の日本と諸外国との關係は、各国別にきわめて複雑な關係になつておるのであります。これを要約して簡単に申し上げますと、國際法上の見地から見まして、日本に裁判権がある場合におきましては、その外国人に對しましては、日本の法律が適用され、当然この刑法を初め各種の罰則の適用があると考えているわけでありまして。そういたしまして、お尋ねの支持であるとか、あるいは教唆であるとか、使喚であるとかいふようなこの語であります。が、お尋ねのような言葉は、わが国の立場におきましては、お尋ねの場合には教唆または扇動というやうなことで解釈できるのではないかと考へるのであります。世耕先生は多分アメリカの各種の法律にこまかくいろいろ言葉をつけて書いてあることを御指摘になつたと思ふのであります。アメリカにおきまして、すでに憲法制定前の原則によりまして、この各條に掲ぐるやうなかような重き罪につきましては、その扇動罪は當然に処罰されておるのであります。その点につきましては、アメリカの事例は私どもが想像する以上に言論のいゆる自由はないのであります。ここに第三條に掲げるやうな行為、重き罪につきましての扇動罪というものは、憲法の制定される前からすでに犯罪として規定されておるのであります。これは英國において同様と私どもは聞いておるのであります。そこでその扇動のほか、最近でございましたミス法であるとか、あるいは国内安全保障法のごとき、扇動のほか、教唆があるとか、支持がある

とか、使喚であるとか、あるいは唱道であるとか、さような言葉をここに使つております。それは私もこまかく研究したのではありませんが、大体私どもの知つていふところでは、要するに行為者が各種の選辭を設けて免れるといふやうなことがあつてはいかぬから、各種の辭典に基いて各種の用語を使つて精細に規定して各種の選辭を全部防ぎ、さやうな立場から精細な規定をしていふやうに考へられるのであります。このやうなことも一つの考へであります。日本の今日の段階におきまして、また今日の各種の法律体制から見まして、一応かやうな教唆、扇動といふやうな規定をもつて、十分にまかない得るものではないかと考へるものであります。

○世耕委員 最後に団体の意義についてでございます。公認団体は問題はないと思ひますが、非公認の場合、あるいは秘密結社、あるいは秘密団体、あるいは細胞組織といふやうな場合の団体の解釈はどういふふうになさいますか。これはどなたから質問があつてお答えがあつたならば、私はそれでけっこうだと思ひます。

○關政府委員 この法案における団体と申しますのは、もとよりその団体が法律上の人格があるかないか、あるいは何々会といふ、あるいは何々協会といふ、何々組合といふ名称のいかんを問わないのであります。またそれが今お言葉のやうな公然とそこに現れていふか、あるいはいふゆる陰に隠れていふかといふやうなことも、問うところではないのであります。要するに特定の共同目的を達成するために多數人が継続的に結合してゐる、かやうな実

体を備へますならば、その現実をキャッチいたしまして、これを団体と觀念しておるのであります。

○佐瀬委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時十七分散会

昭和二十七年五月二十一日印刷

昭和二十七年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所